

令和8年3月26日

土木部各課長  
土木部各出先機関長 様

土木部長

高知県土木部における建設工事の総合評価方式に関する取扱要領の  
一部改正について（参考送付）

このことについて、高知県土木部における建設工事の総合評価方式に関する取扱要領（平成19年3月20日付け18高建管第831号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。

なお、改正内容は、下記のとおりです。

#### 記

##### 1 改正内容

技術的能力の審査（1）評価項目、評価基準及び配点 ①企業の評価 及び ②配置予定技術者の評価について、「同種・類似工事の成績評定」の対象期間を過去3年から5年に拡大しました。また、②配置予定技術者の評価における技術力評価のうち「同種・類似工事の従事実績の有無」の評価基準等を改正しました。

##### 2 施行日

この改正は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用します。

令和8年3月26日

各 部 局 長  
議 会 事 務 局 長  
公 営 企 業 局 長  
教 育 長  
警 察 本 部 長  
監 査 委 員 事 務 局 長

} 様

土 木 部 長

高知県土木部における建設工事の総合評価方式に関する取扱要領の  
一部改正について（参考送付）

このことについて、高知県土木部における建設工事の総合評価方式に関する取扱要領（平成19年3月20日付け18高建管第831号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、参考までに送付します。

なお、改正内容は、下記のとおりです。

## 記

### 1 改正内容

技術的能力の審査（1）評価項目、評価基準及び配点 ①企業の評価 及び ②配置予定技術者の評価について、「同種・類似工事の成績評定」の対象期間を過去3年から5年に拡大しました。また、②配置予定技術者の評価における技術力評価のうち「同種・類似工事の従事実績の有無」の評価基準等を改正しました。

### 2 施行日

この改正は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用します。

## 高知県土木部における建設工事の総合評価方式に関する取扱要領

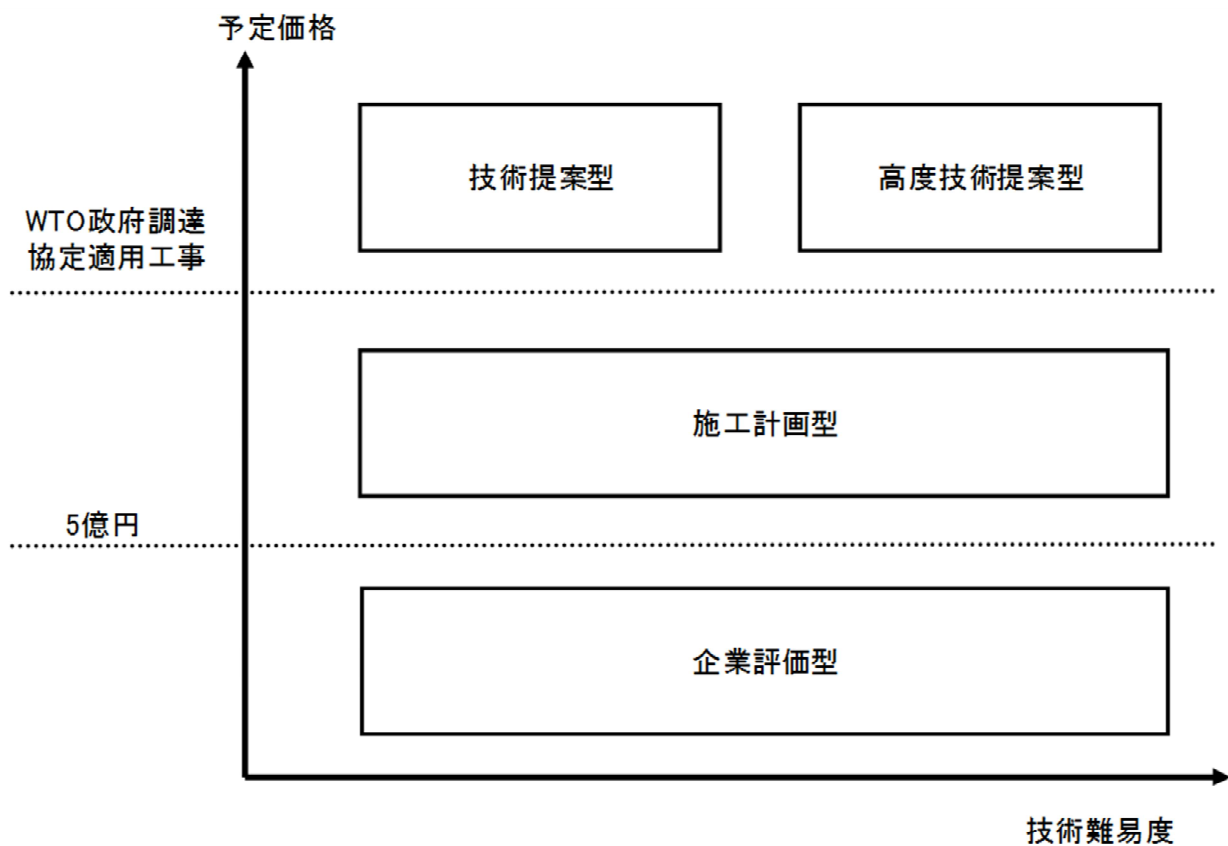
この要領は、高知県土木部が総合評価方式により入札する場合の事務処理の効率化等を目的として、高知県土木部総合評価方式実施要領（平成19年3月20日付け18高建管第831号土木部長通知）に基づく運用上の基本的な事項を定めるものである。

### 1 総合評価方式の選定

工事の特性（規模、技術的な工夫の余地など）に応じて、企業評価型、施工計画型、技術提案型又は高度技術提案型のいずれかの総合評価方式を選定する。

一般競争入札の対象工事で、選定の目安として下図を参考に選定する。

#### 【総合評価方式 適用表】



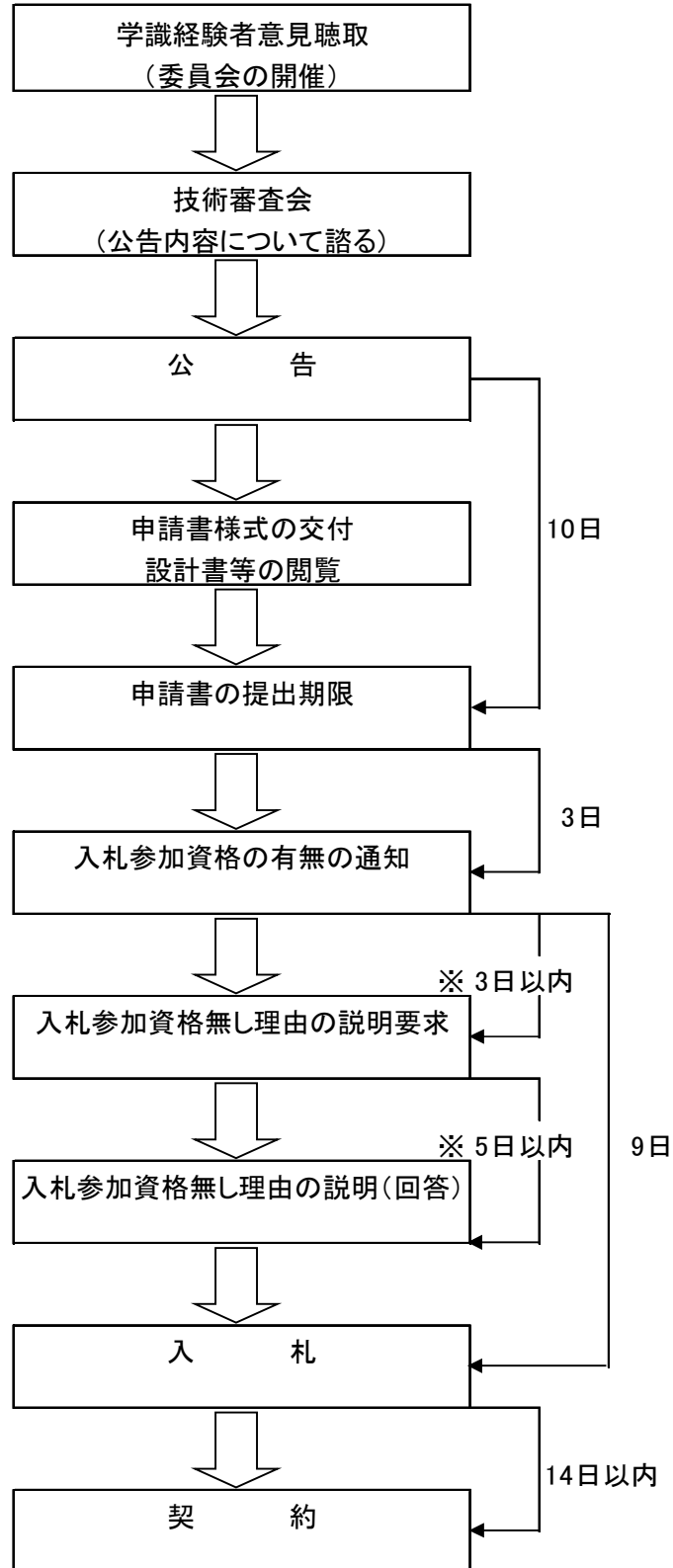
注：各工事の技術難易度については、工事の規模及び内容・工期・施工難易度・周辺環境・技術的工夫の余地・ライフサイクルコスト等を考慮した上で、それぞれ判断する。

## 2 実施手順

総合評価方式を実施する場合の標準的な手順は、以下のとおりである。

なお、所要日数は、目安であり工事の内容に応じて変化する可能性がある。

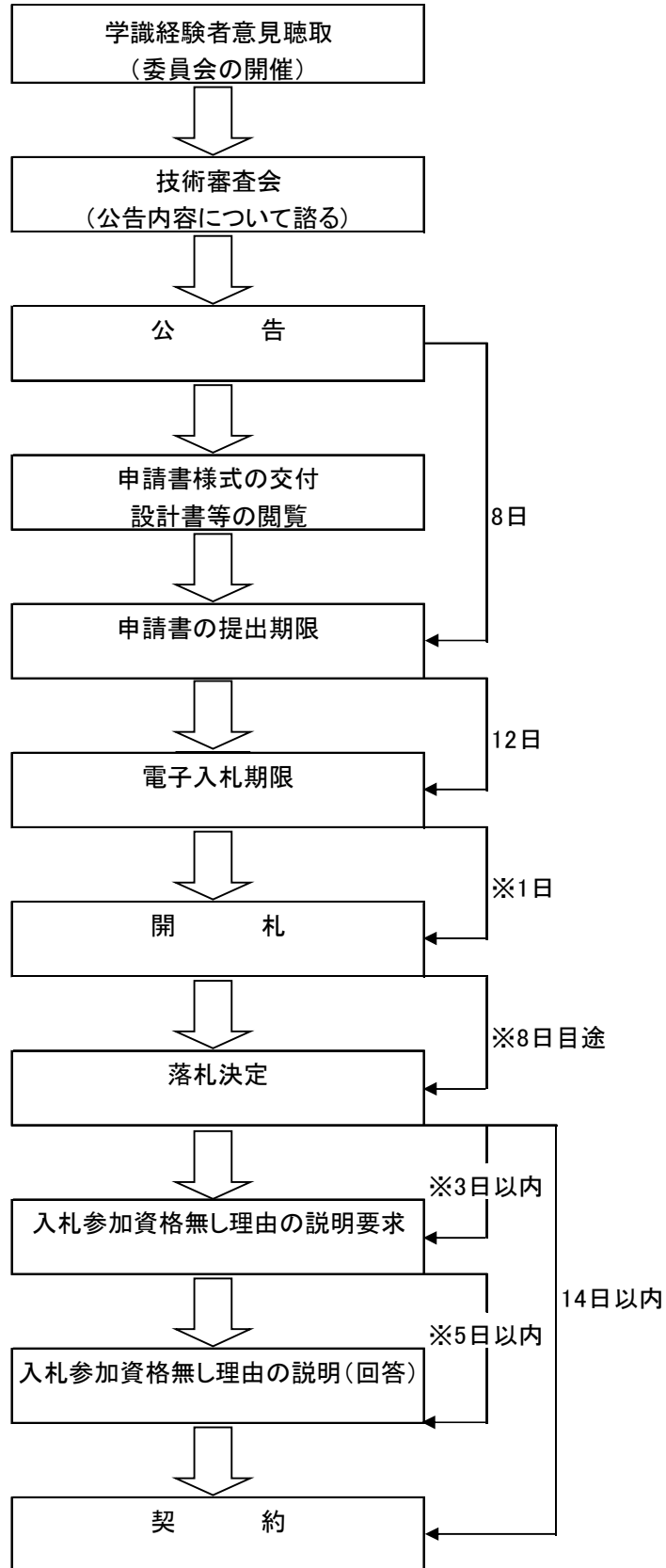
[企業評価型（紙入札）の手順]



※県の閉庁日を含まない。

公告～入札まで合計(標準) 22日

[企業評価型（電子入札）の手順]

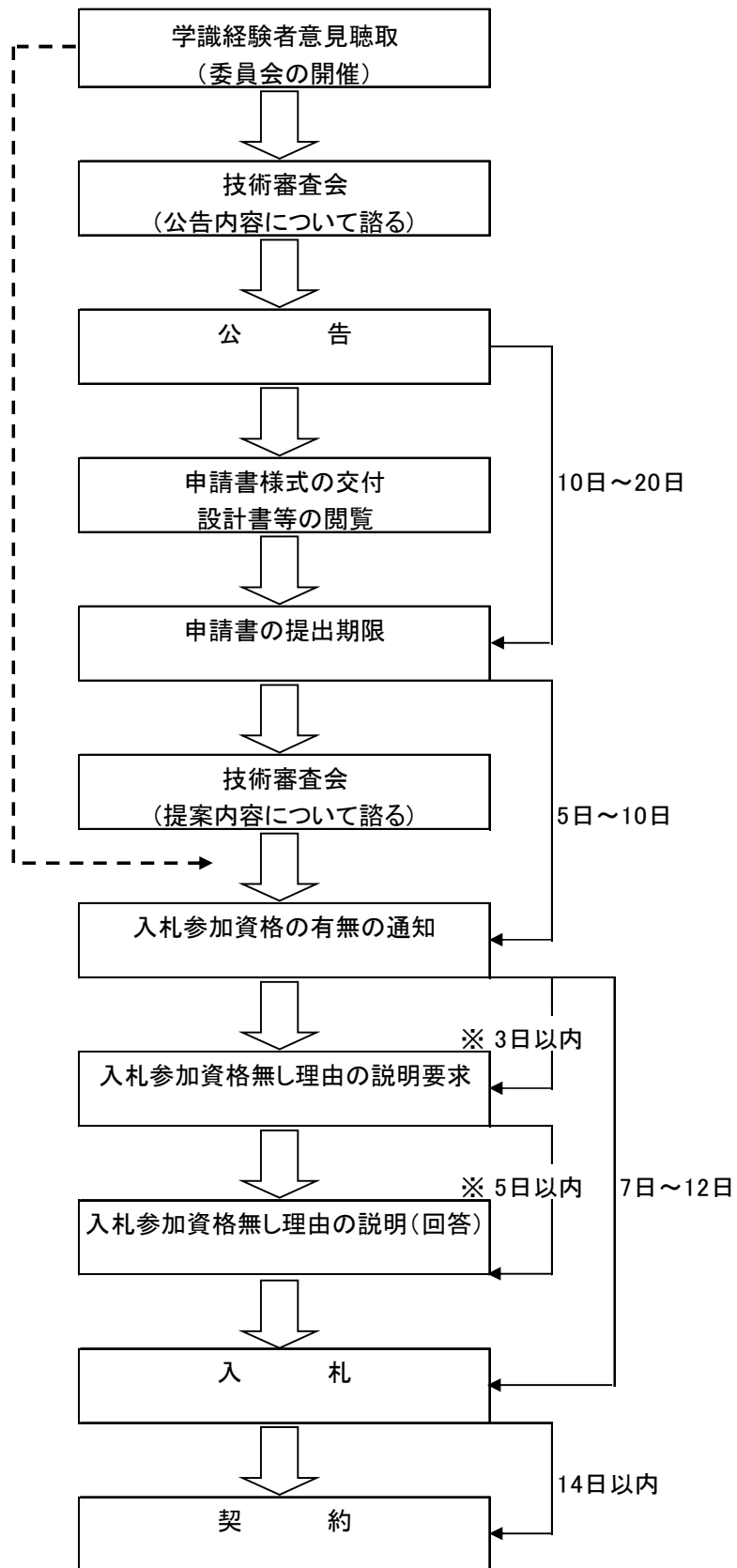


※県の閉庁日を含まない。

落札決定まで合計(標準) 29日

※案件によって、公告から開札日までの期間は延長される。

[施工計画型（紙入札）の手順]



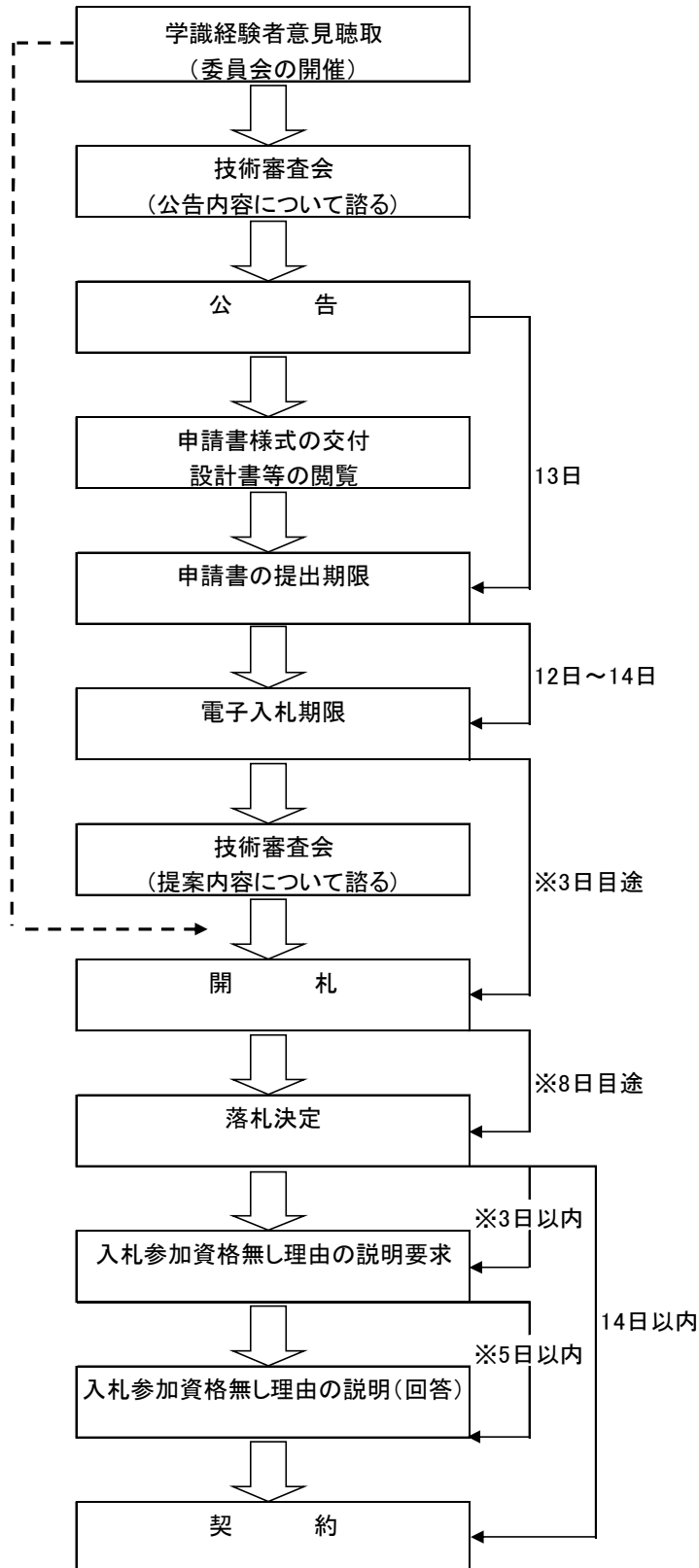
※県の閉庁日を含まない。

----- は、必要に応じて実施。

入札まで合計(最短) 22日

入札まで合計(最長) 42日

[施工計画型（電子入札）の手順]



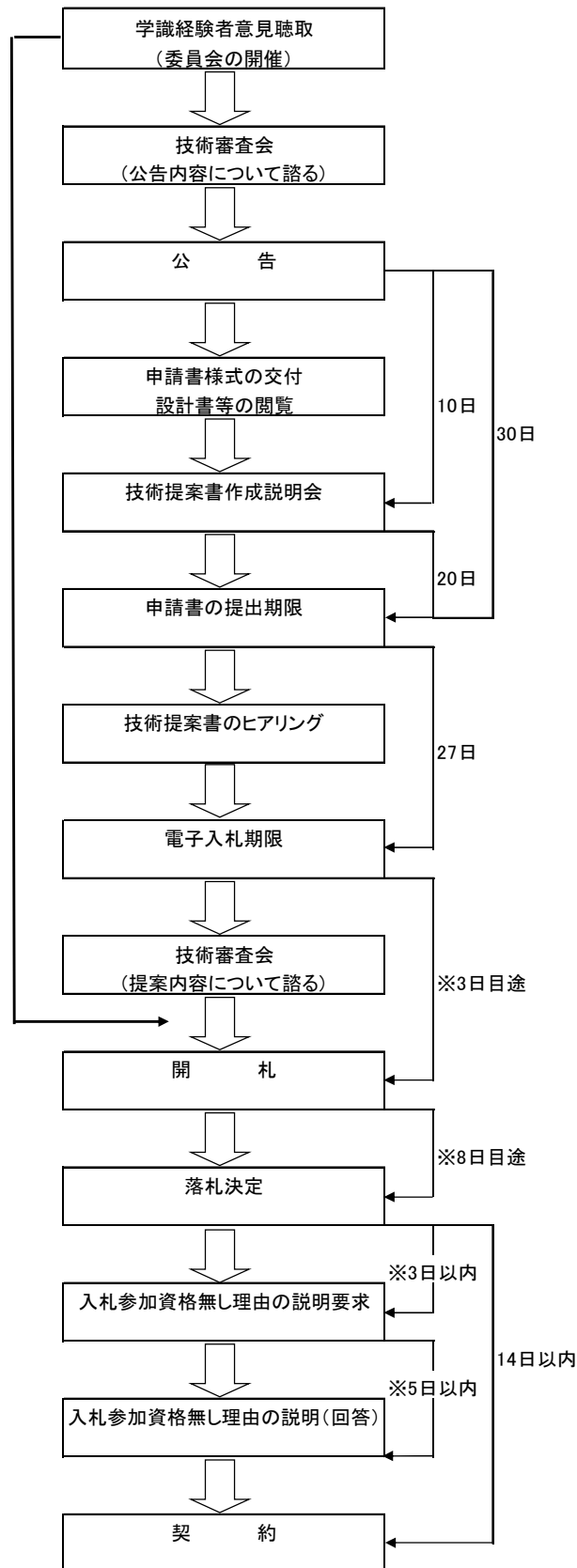
※県の閉庁日を含まない。

----- は、必要に応じて実施。

落札決定まで合計（標準）36日～38日

※求める提案内容によって、公告から開札日までの期間は延長される。

[技術提案型（電子入札）の手順]



※県の閉庁日を含まない。  
落札決定まで合計（標準）68日

※求める提案内容によって、公告から開札日までの  
期間は延長される。

高度技術提案型の手順については、技術提案型を参考とするが、その所要日数は個別に検討する。

### 3 総合評価の方法と落札者の決定

入札価格が予定価格の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。なお、評価値の算出方式は、除算方式とする。

#### (1) 評価値の算出方式（除算方式）

評価値＝評価点÷入札価格

＝（標準点＋加算点）÷入札価格

＝（標準点＋技術評価点＋施工体制評価点）÷入札価格

標準点：入札参加資格要件を満足する者に100点を与える。

技術評価点：技術提案に対し、評価基準に基づき評価された加算点を与える。

施工体制評価点：品質確保の体制その他の施工体制の確保状況に対し、評価基準に基づき評価された施工体制評価点を与える。

また、各評価項目の評価基準において複数の基準に該当する場合には、配点の最も高い基準のみを適用する。（例：優良工事表彰において、県知事賞（5点）と所長賞（2.5点）が該当する場合は、県知事賞のみを加点対象とする。）

#### (2) 技術評価点の設定

技術提案等に応じて、技術評価点の満点を10～30点の範囲で設定する。

なお、企業評価型は10点、施工計画型は25点を標準とする。

#### (3) 施工体制評価点の設定

技術評価点の満点を施工体制評価点の満点として設定する。

#### (4) 施工体制確認型総合評価方式

総合評価方式は、すべて施工体制確認型とする。

##### ① 施工体制評価

建設工事低入札価格調査制度事務処理要領（平成19年6月20日付け19高建管第270号副知事通知）により、品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価し、その優劣を技術評価点に反映させる。

##### ② 施工体制評価点の算定

品質確保の実効性と施工体制確保の確実性の各項目で評価し、「良」を満点、「可」を「良」の10分の4の点数、「不可」を0点とし、その合計を施工体制評価点とする。

##### ③ 施工体制評価の技術評価点への反映

技術評価点＝開札時の技術評価点(仮) × (施工体制評価点÷施工体制評価点の満点)

##### ④ 加算点の算定

加算点＝技術評価点＋施工体制評価点

### 4 企業評価型、施工計画型における審査・評価

#### 4-1 入札公告等

技術資料等の提出を要請するにあたり、入札公告等に明示すべき事項を以下に示す。

【企業評価型、施工計画型における技術資料の提出を要請するに当たり明示すべき事項】

〔技術資料の提出要請書例（入札公告記載事項）〕

- (1) 公告日
- (2) 一般競争入札に付する事項（工事の概要等）
  - ・ 施工体制確認型総合評価方式を適用すること
  - ・ 審査の結果、施工計画の提案において、白紙又は著しく不適当な提案であると判断した場合には、失格とすること
- (3) 申請書及び技術提案書の作成・提出方法（技術資料の内容）
- (4) 申請者の資格要件に関する事項
- (5) 技術提案資料の提出
  - ・ 提出を求める技術提案資料
- (6) 技術的能力の審査（総合評価）に関する事項
  - ① 評価項目
  - ② 評価項目ごとの評価基準
  - ③ 得点配分
  - ④ 総合評価の方法
  - ⑤ 落札者の決定方法
  - ⑥ 評価内容の担保
    - ・ 技術提案内容の不履行の場合における措置（工事成績評定の減点、悪質な場合は指名停止を行うこと）
- (7) 設計図書の閲覧及び設計図書に関する質問
- (8) 入札参加資格の確認に関する事項
- (9) 一般競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (10) 入札に関する事項（入札の日時及び場所）及び入札条件等
- (11) 契約変更の取り扱い
- (12) 契約の保証
- (13) 低入札価格調査制度による契約締結時の取扱い
- (14) その他、実施上の留意事項
  - ① 入札参加資格の審査を開札後に行う事後審査方式による場合にあつては、入札参加者は総合評価に係る自己申請の評価点及び施工計画を入札参加資格確認申請書と併せて期限までに提出するとともに、落札候補者となった者は自己申請の評価点の挙証資料を開札後通知される期限までに提出しなければならない。
  - ② 事後審査方式によらない場合にあつては、入札参加者は入札参加資格確認申請書と併せて、総合評価に係る資料を別途様式により期限までに提出しなければならない。
  - ③ 提出された総合評価に係る自己申請の評価点の差し替えは認めない。また、提出された資料は返却しない。
  - ④ 入札参加者が総合評価に係る資料の作成に要した費用は、入札参加者の負担とする。  
なお、技術資料の提出様式等を別添する。

## 4-2 技術的能力の審査

当該工事の現場条件等を考慮し、適切で確実に施工が確保できるかどうかを確認するために、企業評価型における審査内容は、企業、配置予定技術者及び施工体制の評価とし、施工計画型における審査内容は、企業、配置予定技術者、簡易な施工計画及び施工体制の評価とする。

審査の結果、施工計画の提案において、白紙又は著しく不適当な提案であると判断された者については失格とする。

### (1) 評価項目、評価基準及び配点

評価項目として、大別して次の項目を設定する。

#### (ア) 企業評価型

- ① 企業の評価
- ② 配置予定技術者の評価
- ③ 施工体制の評価

$$\text{加算点} = \text{①企業の評価 (6点)} + \text{②配置予定技術者の評価 (4点)} + \text{③施工体制の評価 (10点)} \\ = 20\text{点}$$

#### (イ) 施工計画型

- ① 企業の評価
- ② 配置予定技術者の評価
- ③ 簡易な施工計画の評価
- ④ 施工体制の評価

$$\text{加算点} = \text{①企業の評価 (6点)} + \text{②配置予定技術者の評価 (4点)} + \text{③簡易な施工計画の評価 (15点)} \\ + \text{④施工体制の評価 (25点)} = 50\text{点}$$

なお、加算点の換算方法(例)は、以下のとおり。

企業評価型(企業評価)の例

	技術力評価 (必須項目)	技術力評価 (選択項目)	地域性・ 社会性評価 (選択項目)	小計	加算点 (換算値)
配点	25	15	50	90(a)	6(b)
A社	20	10	50	80(c)	5.3333

$$\text{加算点} = 6\text{点 (b)} \times 80\text{点 (c)} \div 90\text{点 (a)} \quad (\text{小数点第5位以下切り捨て})$$

各項目の具体的な内容、評価基準及び配点については、以下を標準とする。

#### ①企業の評価

企業の評価における評価項目は表のとおりとし、その評価目的は次のとおりとする。

##### 「技術力評価(必須項目)」

発注する工事の内容や規模等の特性に応じて設定する「同種・類似工事」の施工実績により、発注工事の施工に関しての潜在的能力に着目して企業の技術力を評価する項目。発注工事ごと

に、その特性に応じた技術力を評価する必要があるため、必須項目とする。ただし、当該項目に係る実績等を有する入札参加者が著しく少ないなど、競争性が十分に確保できないと認められる場合には、例外的に必須項目としないことができる。

「技術力評価（選択項目）」

企業の基礎的な技術力を評価する項目。発注する工事の内容や規模等の特性を勘案のうえ、企業に求める技術力に応じて選択する。

「地域性・社会性評価項目（選択項目）」

建設業者として求められる社会性や発注工事の地域性に着目して、企業の社会や地域への貢献度を評価する項目。地域における課題、受注業者に求められる社会性に応じて選択する。

評価項目	評価基準	配点
<b>技術力評価（必須項目）</b>		
同種・類似工事の実績の有無 （平成28年度以降） （※注1、注2）	実績 有	10点
	実績 無	0点
同種・類似工事の成績評定 （令和3年度以降） 高知県発注工事の成績評定 点。ただし、高知県発注工事 の実績がない場合は、国土 交通省発注工事の成績評定 点とする。（※注1、注2、 注3）	成績評定点 80点以上	15点
	〃 78点以上80点未満	12.5点
	〃 76点以上78点未満	10点
	〃 74点以上76点未満	7.5点
	〃 72点以上74点未満	5点
	〃 70点以上72点未満	2.5点
直近の成績評定の最低点 （前年度実績） 高知県発注工事に限る （※注4）	成績評定点 65点未満 無	0点
	〃 有	-5点
<b>技術力評価（選択項目）</b>		
優良工事表彰の有無 （令和5年度以降） （※注1、注2、注5）	高知県表彰（知事賞又は優良賞）受賞	5点
	他機関表彰 受賞（※注6） 又は高知県表彰（所長賞）受賞	2.5点
	表彰 無	0点
ISOマネジメントシステム 審査登録等の有無	ISO 9000 シーズと併せてISO 14000 シーズ又はエコアクシ ョン 21を取得	5点
	ISO 9000 シーズ、ISO 14000 シーズ 又はエコアクション 21のいずれかを取得	2.5点
	ISO認証及びエコアクション認証未取得	0点
舗装工事施工体制 （AS舗装工事に適用）	ASフィニッシャを自社保有又は長期（1年以上）リース 契約しており、かつ、当該工事のAS舗装工を自社で 施工する。	10点

(※注7)	ASフィニッシャを自社保有若しくは長期（1年以上）リース契約している、又は当該工事のAS舗装工を自社で施工する。	5点
	ASフィニッシャを自社保有又は長期（1年以上）リース契約しておらず、当該工事のAS舗装工を下請に発注して施工する。	0点
法面工事の施工体制 (グラウンドアンカー工、現場吹付法砕工、ロックネット工等に適用)	当該工事の法面工（指定した工種）の全部を自社で施工する。	10点
	当該工事の法面工（指定した工種）の一部を下請に発注して施工する。	0点
ICT活用工事の推進 (※注8)	設計図書で示したICT活用工事（指定工種を除く）を当該工事で実施する	5点
	設計図書で示したICT活用工事（指定工種を除く）を当該工事で実施しない	0点
地域性・社会性評価（選択項目）		
地域内拠点の有無 (※注9)	当該工事と同一市町村内に建設業法上の主たる営業所 有	10点
	〃 従たる営業所 有	5点
	〃 営業所 無	0点
自社工場（製作）の有無 (※注10)	県内自社工場による製作 有	10点
	〃 無	0点
若手技術者・女性技術者の配置 (※注11)	41歳未満又は女性の主任（監理）技術者（専任特例2号による監理技術者（旧「特例監理技術者」）及び監理技術者補佐を含む。）又は現場代理人の配置 有	5点
	35歳未満又は女性の担当技術者の配置 有	2.5点
	若手技術者・女性技術者の配置 無	0点
県内企業の活用（試行）	元請が県内企業で工事の全てを自らが施工する又は全ての一次下請企業が県内企業	5点
	上記以外	0点
地域ボランティアの有無 (前年度実績) (※注12)	20点以上	10点
	15点以上20点未満	8点
	10点以上15点未満	6点
	5点以上10点未満	4点
	1点以上5点未満	2点
ボランティア活動 無	0点	
重機保有の有無 (自社保有又は長期（1年以上）リースによるもの) (※注13)	経営事項審査で評価対象の建設機械（種類）を10台以上保有	10点
	〃 9台保有	9点
	〃 8台保有	8点
	〃 7台保有	7点
	〃 6台保有	6点
	〃 5台保有	5点
	〃 4台保有	4点

	3台保有	3点
	2台保有	2点
	1台保有	1点
	経営事項審査で評価対象の建設機械（種類）の保有 無	0点
使用する作業船保有の有無 （自社保有又は共同保有によるもの）（※注14）	工事に使用する主作業船団のうち、いずれかの主作業船を自社保有している。	10点
	工事に使用する主作業船団のうち、いずれかの主作業船を共同保有している。	5点
	上記以外	0点
消防団への加入又は消防団協力事業所表示制度の認定の状況 （前年度）（※注15）	加入又は認定 有	10点
	加入又は認定 無	0点
BCPの認定の状況 （※注16）	BCPの認定 有	10点
	BCPの認定 無	0点
災害復旧工事等の対応状況 （令和5年度以降） （※注17）	災害復旧工事の受注実績2件以上又は災害協定の締結若しくは災害時緊急対応実績1件以上 （〇〇土木事務所管内（又は〇〇事務所管内）が対象のものに限る。）	5点
	災害復旧工事の受注実績 1件	2.5点
	上記以外	0点
建設キャリアアップシステム（CCUS）の事業者登録の有無（※注18）	事業者登録 有	5点
	無	0点
ワークライフバランス推進企業認定の有無 （※注19）	ワークライフバランス推進企業認定 有	5点
	無	0点
独占禁止法違反等による指名停止の状況 （公告日以前1年間） （※注20）	指名停止 無	0点
	指名停止 有	-10点
合計	〇〇点（企業評価型：合計点を6点に換算する。） （施工計画型：合計点を6点に換算する。）	

注1：同種・類似工事の設定は、工事の内容に応じて設定する。

また、「〇年度以降」と設定している評価項目にあつては、入札実施年度の実績等（入札参加申請時点までに工事が完了し挙証資料が提出できるものに限る。）も含むものとする。

注2：高知県内において発注した公共工事のうち、平成24年10月17日以降次の各号のいずれかに該当することとなった工事については、当該工事の受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員及びその他の構成員）は総合評価の加算点に係る実績として申請することはできないものとし、企業の評価項目中、「同種・類似工事の実績の有無」、「同種・類似工事の成績評定」及び「優良工

事表彰の有無」に関し、評価の対象とは認めないものとする。

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員）が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反する行為により独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を受けた場合において、その対象となった工事
- (2) 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により課徴金算定対象として認定されたが、当該行為について独占禁止法第7条の4第7項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を受けた場合において、その対象となった工事
- (3) 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により公正取引委員会の排除措置命令において違反行為者として認定されたが、法人の解散等により課徴金納付命令等の名宛人となっていない場合において、公正取引委員会が発した文書を受けて違反工事が特定されたことにより不法行為に基づく損害賠償請求の対象となった工事
- (4) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の容疑により逮捕され若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑について公訴を提起された場合において、その対象となった工事

注3：同種・類似工事の成績評定は、県発注実績の状況を踏まえて、同種・類似工事の実績の対象とする契約金額の基準と異なる額の基準により対象とすることができるものとする。また、競争性が十分に確保できないと認められる場合には、対象期間を過去10年に拡大することができる。

注4：直近の成績評定の最低点は、県発注工事の同一業種に限らず、全業種の成績評定を対象にするものとする。

なお、当該評価項目においては、成績評定の再評定がなされた場合は、当初評定が65点未満のときを除き、再評定日を成績評定日とみなす。

注5：高知県表彰（高知県優良建設工事施工者表彰実施要領による知事賞、優良賞又は優良建設工事の土木事務所長表彰実施要領による所長賞に限る。）及び他機関表彰は、発注工事と同一業種の表彰に限り評価対象とする。また、所長賞はこれと同等とするもの（土木部以外の高知県の出先機関が表彰を行う「所長賞」等）を含むが、「一工事賞」等その他の表彰は評価の対象としない。

注6：他機関表彰は、国土交通省表彰のうち局長表彰又は部長等表彰であって優良工事表彰を対象とする。

注7：舗装工事施工体制におけるASフィニッシャの、台数及び規格等は問わないが、定められた検査等を受けた実際に使用可能な状況のものを対象とする。また、連結会社の保有は対象とせず、リース契約の場合は、リース契約期間内に公告日を含むものを対象とする。

なお、自社施工の有無に係るAS舗装工とは、路盤を含まない、基層より上層の施工を指す。

注8：ICT活用工事は、別途定める高知県の実施要領（ICT活用工事（土工）実施要領、ICT活用工事（作業土工（床掘））実施要領、ICT活用工事（付帯構造物設置工）実施要領、ICT活用工事（舗装工）実施要領、ICT活用工事（舗装工（修繕工））実施要領、ICT活用工事（法面工）実施要領、ICT活用工事（地盤改良工）実施要領、ICT活用工事（基礎工）実施要領、ICT活用工事（構造物工（橋梁上部））実施要領、ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））実施要領、ICT活用工事（擁壁工）実施要領、ICT活用工事（コンクリート堰堤工）実施要領、I

ICT活用工事（港湾工事系工種）実施要領）により、必要な施工プロセスを当該工事で実施するものに限る。

また、設計図書において、発注者指定型又は発注者指定型（試行）と明記している場合は、評価項目の対象としない。

なお、設計図書において、複数のICT活用工事を明記した場合は、いずれかを当該工事で実施する場合に評価するが、特定のICT活用工事を公告において評価基準として指定することができるものとする。

注9：地域内拠点の有無についての公告の例は、別に定める公告例による。

注10：自社工場（製作）については、鋼橋上部工、PC橋上部工、水門、ゲート設備工等で工場製作を伴う工事に適用するものとし、高知県内に自社工場を所有し、当該工事における製作物を当該自社工場で製作する場合に評価の対象とする。

注11：若手技術者・女性技術者の配置については、次のいずれかに該当する場合に評価の対象とする。

(2)の現場代理人又は(3)の担当技術者として配置する当該技術職員は、入札参加申請時に申請者と直接的な雇用関係があることが必要である。41歳未満（開札日を基準とする。以下同じ。）又は女性（年齢は問わない。以下同じ。）の技術職員を主任（監理）技術者（専任特例2号による監理技術者（旧「特例監理技術者」）及び監理技術者補佐を含む。）と現場代理人、若しくは35歳未満（開札日を基準とする。以下同じ。）又は女性（年齢は問わない。以下同じ。）の技術職員を担当技術者として1名ずつ配置する場合でも、1名分のみの加点（最大5点）とする。

- (1) 当該公告工事の配置技術者要件として求める資格を有し、かつ41歳未満又は女性の技術職員を主任技術者又は監理技術者（専任特例2号による監理技術者（旧「特例監理技術者」）及び監理技術者補佐を含む。）として配置する場合
- (2) 当該公告工事の種類に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当し、かつ41歳未満又は女性の技術職員を現場代理人として配置する場合
- (3) 35歳未満又は女性の技術職員を担当技術者として配置する場合。なお、工事実績及び資格を問わないが、現場代理人、主任技術者、監理技術者（専任特例2号による監理技術者（旧「特例監理技術者」）及び監理技術者補佐を含む。）及び専門技術者以外の者で、主任（監理）技術者のもとで工程管理、品質管理その他の技術上の管理や技術上の指導監督を補佐する技術者とする。また、当該工事に専任とし、本工事及び他工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者（専任特例2号による監理技術者（旧「特例監理技術者」）及び監理技術者補佐を含む。）、専門技術者、担当技術者又は経營業務の管理責任者若しくは営業所の専任技術者との兼任は、原則、認めない。併せて、施工計画書の現場組織表へ位置づけ、発注者は、コリンズの登録内容確認時に、担当技術者の配置状況（担当工事内容・従事期間）を確認する。

注12：土木事務所案件においては、当該土木事務所の所管区域外での実績は評価しないこととすることができる。また、土木事務所所内事務所管内での案件においては、当該所内事務所の所管区域外での実績は評価しないこととすることができる。

なお、評価基準は、県のふれあいの道づくり支援事業の支援対象者（ロードボランティア）として認定を受け、かつ活動を行った場合は、1回の活動につき2点、県の海岸緊急清掃事業参加団体（ビーチボランティア）の認定を受け、かつ事業に参加した場合は、1回の参加につき4点、県内の一級河川（指定区間）及び二級河川で河川美化活動を行う団体（リバーボランティア）の認定を受け、かつ事業に参加した場合は、1回の活動につき2点とし、前年度の活動回数に応じて合計点

数を評価する。

注13：評価対象とする重機は、経営事項審査における「建設機械の保有状況」の対象機械（ショベル系掘削機（ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン・パイルドライバー（アタッチメント付き））、ブルドーザー（3 t～）、トラクターショベル（0.4m<sup>3</sup>～）、移動式クレーン（3 t吊～）、ダンプ車（ダンプ、ダンプフルトレーラ、ダンプセミトレーラであって、土砂等の運搬に供する貨物自動車）、締固め用機械（ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー）、解体用機械（ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機であって、ベースマシンとの重複は対象外）、高所作業車（作業床の高さ2m以上）、モーターグレーダー（5 t～）のほか定置式水平ジブクレーンとし、発注工事によって変えることはしない。また、その他の規格等は問わないが、定められた検査等を受け実際に使用可能な状況のものを対象とする。リース契約の場合は、その契約期間内に公告日を含むものであること。連結会社が保有するものは対象としない。

注14：評価対象とする主作業船は、浚渫船（グラブ式、ポンプ式、バックホウ式）、リクレーマ船、バージアンローダー船、空気圧送船、起重機船（旋回式、固定式）、クレーン付台船、杭打船、コンクリートミキサー船、ケーソン製作用台船、深層混合処理船、サンドドレーン船、サンドコンパクション船のいずれかとし、保有形態が自社保有、共同保有又は傭船契約（傭船した企業が維持管理費を負担する契約であるものに限る。）による保有の船舶に限る。なお、評価にあたっては、維持管理費を負担する傭船契約のうち自社保有船舶と同等の維持・使用を行う契約については自社保有として評価し、共同保有船舶と同等の維持・使用を行う契約については共同保有として評価する。傭船契約した作業船を使用する権限等が不明瞭な場合は、評価対象としない。

経常建設共同企業体および事業協同組合としての「船舶保有」は、その経常建設共同企業体および事業協同組合を構成する単体の「船舶保有」としては認めない。また、経常建設共同企業体および事業協同組合を構成する単体の「船舶保有」も経常建設共同企業体および事業協同組合の「船舶保有」としては認めない。

協業組合としての「船舶保有」は、その協業組合を構成する組合員の「船舶保有」としては認めない。また、協業組合を構成する組合員の「船舶保有」も協業組合の「船舶保有」としては認めない。また、その他の規格等は問わないが、定められた検査等を受け実際に使用可能な状況のものを対象とする。

傭船契約の場合は、その契約期間内に公告日を含むものであること。また、連結会社が保有するものは対象としない。

注15：消防団への加入の状況については、工事現場所在地に係る市町村の消防団又は一部事務組合等の消防団に従事しており、代表者又は申請者に雇用されている職員を評価の対象とする。ただし、申請者に雇用されている職員については、申請者に雇用された状態での従事実績に限る。

消防団協力事業所表示制度の認定の状況については、前年度において工事現場所在地に係る市町村又は一部事務組合等に消防団協力事業所として認定されていた期間がある場合に限るものとする。

注16：BCPの認定の状況については、高知県建設業BCP審査会又は四国建設業BCP等審査会の審査を受け、災害時の事業継続力を備えている建設会社として認定証を交付されている場合（開札日において有効なものに限る。）に評価の対象とする。（高知県建設業超簡易版BCPは、評価の対

象としない。)

なお、高知県建設業BCP審査会による審査対象は、高知県建設工事入札参加資格者名簿において土木一式工事のA等級、B等級又はC等級に格付け掲載されている者とされているため、該当する者を入札参加者とする場合に、評価項目として選択できるものとする。

注17：災害復旧工事の受注実績については、高知県が発注し、引渡しを受けた公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づく災害復旧工事及び災害の関連事業等（農林事業を含む。）を評価の対象とする。災害協定の締結については、自社又は自社が加入している団体と高知県とが締結している災害協定（高知県知事又は土木事務所長若しくは所内事務所長との協定に限る。）を評価の対象とする。災害時緊急対応実績については、高知県が緊急応急工事発注依頼書又は緊急委託業務発注依頼書により発注し、引渡しを受けたものを評価の対象とする。

なお、土木事務所（又は所内事務所）の所管区域内の実績に限定できるものとし、この場合においては表中に「(〇〇土木事務所管内（又は〇〇事務所管内）が対象のものに限る。）」と記載すること。

また、評価基準については、災害復旧工事の受注実績又は災害協定の締結若しくは災害時緊急対応実績を、選択できるものとする。

注18：建設キャリアアップシステム（CCUS）の事業者登録については、開札日において有効なものを評価の対象とする。

注19：ワークライフバランス推進企業の認定については、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業等）、次世代法に基づく認定（くるみん認定企業）、若手雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）、高知県ワークライフバランス推進企業認証のいずれか（開札日において有効なものに限る。）を認定されている企業を評価の対象とする。

注20：独占禁止法違反等による指名停止の状況については、平成25年4月1日以後に公告を行った一般競争入札又は指名通知を行った指名競争入札（高知県発注工事に限る。）において独占禁止法第3条又は刑法第96条の6の規定に違反する不正行為があったと認定され、公告日以前1年間に於いて、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）に基づき、当該不正行為に係る指名停止の措置を受けていた期間がある場合に、減点の対象とする。

#### 【登録基幹技能者の活用の評価（試行）について】

土木政策課（契約担当）で行う入札において、一部の案件で「登録基幹技能者の活用」について評価を試行するものとし、必要に応じて評価項目とすることができるものとする。

- (1) 登録基幹技能者 熟達した作業能力と豊富な知識を持つとともに、現場をまとめ、効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた技能者として、建設業法施行規則第18条の3に基づき、国土交通大臣登録機関（専門工事業団体等）の講習を修了し資格認定を受けた者。
- (2) 該当する工種は、案件ごとに必要に応じて設定できるものとする。
- (3) 技術力評価において評価するものとし、評価基準及び配点は次のとおりとする。

登録基幹技能者の活用	登録基幹技能者の活用 有	5点
	〃 無	0点

- (4) 登録基幹技能者の配置要件その他必要事項は、別に定める。

② 配置予定技術者の評価

配置予定技術者の評価における評価項目は表のとおりとし、その評価目的は次のとおりとする。

「技術力評価（必須項目）」

発注する工事の内容や規模等の特性に応じて設定する「同種・類似工事」の施工実績により、発注工事の施工に関しての潜在的能力に着目して配置予定技術者の技術力を評価する項目。発注工事ごとに、その特性に応じた技術力を評価する必要があるため、必須項目とする。ただし、当該項目に係る実績等を有する入札参加者が著しく少ないなど、競争性が十分に確保できないと認められる場合には、例外的に必須項目としないことができる。

「技術力評価（選択項目）」

配置予定技術者の基礎的な技術力を評価する項目。発注する工事の内容や規模等の特性を勘案のうえ、配置予定技術者に求める技術力に応じて選択する。

評価項目	評価基準	配点
<b>技術力評価（必須項目）</b>		
同種・類似工事の従事実績の有無 (平成28年度以降)(※注1)	主任(監理)技術者等又は現場代理人としての実績 有	10点
	担当技術者としての実績 有	5点
	実績 無	0点
同種・類似工事の成績評定 (令和3年度以降) 高知県発注工事の成績評定点。 ただし、高知県発注工事の実績がない場合は、国土交通省発注工事の成績評定点とする。 (※注1、注3)	成績評定点 80点以上	15点
	〃 78点以上80点未満	12.5点
	〃 76点以上78点未満	10点
	〃 74点以上76点未満	7.5点
	〃 72点以上74点未満	5点
	〃 70点以上72点未満	2.5点
	〃 70点未満	0点
<b>技術力評価（選択項目）</b>		
優良工事表彰の有無 (令和5年度以降) (※注1、注5)	高知県表彰(知事賞又は優良賞)受賞	5点
	他機関表彰 受賞(※注6)又は 高知県表彰(所長賞)を受賞	2.5点
	表彰 無	0点
継続学習制度(CPD)への取組(取得単位数) (一社)全国土木施工管理技士会連合会、(公社)日本技術士会、 (公社)日本建築士会連合会、 (一財)建設業振興基金、建築設備士関係団体CPD協議会、(公社)土木学会のいずれかの取得単位数 (過去5年間の取得状況) (※注21)	推奨単位の10分の8以上	10点
	〃 10分の5以上10分の8未満	7.5点
	〃 10分の3以上10分の5未満	5点
	〃 10分の1以上10分の3未満	2.5点
	〃 10分の1未満	0点

配置予定技術者の資格 (※注22)	(例) 特定の業種に関する1級国家資格を有する (業種：土木一式、舗装などを指定)	10点
	上記以外の資格を有する	0点
合計	〇〇点 (企業評価型：合計点を4点に換算する。) (施工計画型：合計点を4点に換算する。)	

注1、注3、注5、注6：「企業の評価」と同様の取扱いとする。

注21：CPDへの取組は、表記の5団体のCPDに限るものとするが、専門工事については工事の特性に応じて他団体のCPDを追加できるものとし、各団体の単位数の合計ではなく、いずれかひとつの団体における5年間の取得状況（証明書の日付（証明日又は発行日等）が令和8年4月1日以降のものに限る。）を評価の対象とする。

なお、各団体の推奨単位数は、次のとおりとし、過去5年間の取得状況により評価することを原則とするが、新卒採用等の事情により取得可能期間が5年未満の場合は、取得可能な期間に応じて評価することとする。

○各団体推奨単位数

- ・（一社）全国土木施工管理技士会連合会  
20ユニット／年 ⇒ 100ユニット／5年間
- ・（公社）日本技術士会  
50CPD時間／年 ⇒ 250CPD時間／5年間
- ・（公社）日本建築士会連合会、（一財）建設業振興基金  
12単位／年 ⇒ 60単位／5年間  
※従来行っていた換算の取扱いは、行わない。
- ・建築設備士関係団体CPD協議会  
250単位／5年間
- ・（公社）土木学会  
50単位／年 ⇒ 250単位／5年間

注22：配置予定技術者の資格の評価については、1級国家資格に技術士も含む取扱いとする。また、1級国家資格以外に次の専門資格を設定できるものとし、公告における記載例は、別に定める公告例による。

設定可能な専門資格

- ・施工環境監理者（漁港工事）
- ・舗装施工管理技術者（舗装工事）
- ・地すべり防止工事士（地すべり防止工事）

【「企業」と「配置予定技術者」の評価に関する補足説明】

「企業」と「配置予定技術者」については、別途定める様式にて資料を求める。

同種・類似工事の成績評定については、審査書類提出時に「工事成績評定について（通知）」を添付書類として提出を求めることとする。

### ③簡易な施工計画について

技術提案時の施工計画に関する評価項目は、工事の特性に応じて下記の項目から選択する。簡易な施工計画は、A4用紙2ページ以内での提案を原則とする。

また、必要以上の過度な提案（以下「オーバースペック」という。）については、その内容を具体的に示し、評価しないことを公告に明記する。

オーバースペックの明記については、共通仕様書、工事ごとの特記仕様書及び施工条件明示書を踏まえて、評価項目や評価基準に沿った内容となるように記載すること。

（例：安全対策における必要以上の交通整理人の増員配置、不必要な現地試験（水質調査、振動・騒音調査）等など）

評価項目	評価基準	配点
工程管理に関する所見	各工程の工期、手順が適切で、特に優れた工夫がある	15点
	各工程の工期、手順が適切で、優れた工夫がある	10点
	各工程の工期、手順が適切で、工夫がある	5点
	各工程の工期、手順が適切である	0点
材料等の品質管理に関する所見	（発注者の指定した）品質管理項目に関して確認方法や管理方法などで、特に優れた工夫がある	15点
	（発注者の指定した）品質管理項目に関して確認方法や管理方法などで、優れた工夫がある	10点
	（発注者の指定した）品質管理項目に関して確認方法や管理方法などで、工夫がある	5点
	（発注者の指定した）品質管理項目に関して確認方法や管理方法などが適切である	0点
施工上の課題に関する所見	（発注者の指定した）施工上の課題に対して、特に優れた工夫がある	15点
	（発注者の指定した）施工上の課題に対して、優れた工夫がある	10点
	（発注者の指定した）施工上の課題に対して、工夫がある	5点
	（発注者の指定した）施工上の課題に対して、適切である	0点
施工上配慮すべき事項に関する所見	配慮事項の設定やこれへの対応が現地の環境条件を踏まえ、特に優れた工夫がある	15点
	配慮事項の設定やこれへの対応が現地の環境条件を踏まえ、優れた工夫がある	10点
	配慮事項の設定やこれへの対応が現地の環境条件を踏まえ、工夫がある	5点
	配慮事項の設定やこれへの対応が現地の環境条件を踏まえ適切である	0点
合計	〇〇点（施工計画型：合計点を15点に換算する。）	

#### ④施工体制の評価

評価項目	評価基準		配点
※施工体制の評価 ( ) 内は企業評価型	品質確保の実効性	良	12.5点 (5点)
		可	5点 (2点)
		不可	0点 (0点)
	施工体制確保の确实性	良	12.5点 (5点)
		可	5点 (2点)
		不可	0点 (0点)
合計	25点満点 (10点満点)		

### 5 技術提案型・高度技術提案型における審査・評価

#### 5-1 入札公告等

技術資料等の提出を要請するにあたり、入札公告等に明示すべき事項は、4-1の【企業評価型・施工計画型における技術資料の提出を要請するに当たり明示すべき事項】を参考に定める。

#### 5-2 技術提案の審査・評価

##### (1) 評価項目及び評価基準

技術提案型及び高度技術提案型については、以下の項目を参考に技術提案を求め、当該技術提案の実現性や安全性について審査・評価を行う。

##### ① 施工計画

・技術提案に係る具体的な施工計画

##### ② 技術提案

②-1 総合的なコストの縮減に関する技術提案

②-2 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案

②-3 社会的要請への対応に関する技術提案

その他企業の施工実績や配置予定技術者の能力について評価することも考えられる。

以下に各評価項目の具体的な内容について示す。

##### ① 施工計画について

施工計画を提出してもらう際の評価項目と評価基準の例としては、下表のような例が考えられる。

評価項目	評価基準
技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画の適切性 ・与条件との整合性 ・技術的裏付け 等	施工計画が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、優位な工夫が見られる
	施工計画が現地の環境条件を踏まえており適切
	不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている

② 技術提案について

②-1 総合的なコストの縮減に関する技術提案を求める場合

総合的なコスト縮減に対する技術提案を求める場合の工事条件の例として、下表のような例が考えられる。

評価項目	評価基準
総合的なコストの縮減に関する技術提案内容 ・ライフサイクルコスト ・その他（補償費等）	ライフサイクルコスト及びその他コストに関する技術提案内容について ・提案数値による定量評価（優／良／可の判定等） ・提案内容に対する定性評価（優／良／可の判定等） 発注者が指定した課題以外の総合的なコストの縮減に資する技術提案について ・提案内容に対する定性評価（優／良／可の判定等）

②-2 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案を求める場合

工事目的物の性能や機能の向上に関する技術提案を求める場合の想定される工事条件の例として、例えば

- ・走行性、走行騒音の低減が求められる道路の舗装工事
- ・周辺的环境や街並みとの景観の調和が求められる高架橋、建築物等の建設工事
- ・コンクリート等の特別な品質管理・出来高管理が求められるトンネル、建築物等の補修・補強工事等が考えられる。

評価項目	評価基準
工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案内容	工事目的物の性能、機能に関する技術提案内容について ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価（優／良／可の判定等） 発注者が指定した課題以外の工事目的物の性能、機能の向上に資する技術提案について ・提案内容に対する定性評価（優／良／可の判定等）
	（性能、機能に関する具体的な評価項目例） ・舗装構造提案による走行騒音値 ・単位時間あたりのポンプ排水量 ・建築物の断熱性能 等

②-3 社会的要請への対応に関する技術提案を求める場合

現実の社会生活の環境、例えば交通を確保しつつ、自然環境保護を維持しながら工事しなくてはならない場合などは、以下の表のような項目と評価基準が考えられる。

想定される工事条件としては、

- ・ 鉄道営業線や病院等の重要施設や住宅との近接施工を伴う工事
  - ・ 交通量の多い幹線道路等での通行規制を伴う工事
  - ・ 自然保護区域内や希少動物への配慮が必要な工事
- 等が挙げられる。

評価項目	評価基準
社会的要請への対応に関する 技術提案内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境の維持</li> <li>・ 交通の確保</li> <li>・ 特別な安全対策</li> <li>・ 省資源対策</li> <li>・ リサイクル対策</li> </ul>	社会的要請への対応に関する技術提案内容について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案数値による定量評価</li> <li>・ 提案内容に対する定性評価 (優/良/可の判定等)</li> </ul> 発注者が指定した課題以外の社会的要請への対応に関する技術提案について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案内容に対する定性評価 (優/良/可の判定等)</li> </ul>
	(環境の維持に関する具体的な評価項目例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事排水のSS (浮遊物質) 値</li> <li>・ 施工騒音の低減値</li> <li>・ 施工ヤードの裸地面積 等</li> </ul> (交通の確保に関する具体的な評価項目例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通規制 (通行止め、車線規制等) の短縮日数 等</li> </ul> (特別な安全対策に関する具体的な評価項目例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩行者用通路幅 等</li> </ul> (省資源対策又はリサイクル対策に関する具体的な評価項目例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 間伐材、伐開除根材等のリサイクル率</li> <li>・ 分別解体・現場内集積の対象項目・重量 等</li> </ul>

## 6 その他の留意事項

### 6-1 評価内容の担保

(1) 技術力評価の項目として舗装工事施工体制、法面工事の施工体制、ICT活用工事の推進又は県内企業の活用(試行)を選択し総合評価を実施しようとする場合において、AS舗装工又は法面工を自社で施工すると申請して加算を受けた者、法面工(指定した工種)の全部を自社で施工するとして加算を受けた者、ICT活用工事を実施するとして加算を受けた者、県内企業を活用するとして加算を受けた者が、落札者となった場合については、その施工状況について施工中及び完了後に確認を行う。その結果、申請内容を達成していなかった場合には、ペナルティーとして工事成績評定の減点措置を行うものとする(-8点)。

また、地域性・社会性評価の項目として自社工場(製作)の有無又は使用する作業船舶の有無を

選択し総合評価を実施しようとする場合において、高知県内に自社工場を所有し、当該工事における製作物を当該自社工場で製作すると申請して加算を受けた者又は工事に使用するいずれかの主作業船を自社保有若しくは共同保有しているとして申請して加算を受けた者が、落札者となった場合については、その施工状況について施工中及び完了後に確認を行う。その結果、申請内容を達成していなかった場合には、ペナルティーとして工事成績評定の減点措置を行うものとする（－8点）。

これらの取扱いは、入札公告に明記する。

なお、「工事成績評定」の入力（減点）に当たっては、「8 法令遵守等」（総括監督員入力）の項目に入力すること。

- (2) 施工計画型、技術提案型及び高度技術提案型の総合評価方式を実施しようとする場合は、落札者決定に反映された技術提案について、発注者と落札者の責任分担とその内容を明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、入札公告や特記仕様書に明記する。

実際の施工に際しては、技術提案の内容に応じた施工方法により施工し、提案値及び提案内容を満たす施工を行うものとする。

受注者の責により技術提案の内容を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行わせる。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、次の措置を行う。以下に施工計画型を例に措置方法を示す。

#### 【措置方法（ペナルティー）】

施工計画型は、施工計画を対象とし、工事成績評定の減点措置を行う。

「工事成績評定」の入力（減点）にあたっては、「8 法令遵守等」（総括監督員入力）の項目に入力すること。

#### 【施工計画型における工事成績評定の具体的な減点措置】

施工計画評価の項目中、当初評価された項目と施工後の評価とを比較して、達成されなかった項目に対し、1項目当たり－2点の減点措置を行う。

また、減点措置は最大－10点までとし、以下の計算式により算出する。

工事成績評定の減点値

$$= (A - B) \times (-2) \text{ 点}$$

A：入札時に提案され評価された施工計画の項目数

B：Aに対して施工後の評価における施工計画の項目数

#### 【例】

$$\left. \begin{array}{l} \text{○当初『良』評価した項目数} \cdots \cdots 3 \text{ 項目} \\ \text{施工後『良』の評価} \cdots \cdots \cdots 1 \text{ 項目} \end{array} \right\} \rightarrow (3 - 1) \text{ 項目} \times \text{「} - 2 \text{ 点} \\ \hspace{15em} = \text{「} - 4 \text{ 点} \text{」}$$

## 6-2 中立・公正な審査・評価の確保

- (1) 学識経験者からの意見聴取

総合評価方式の実施に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項及び第5項の規定並びに高知県土木部総合評価委員会設置要綱（平成18年9月7日付け18高建管第

321号) 第4条の規定に基づき、落札者の決定基準を定めようとするときには、発注者の恣意的な判断の排除及び客観性の確保のため、高知県土木部総合評価委員会（以下「委員会」という。）の委員から意見聴取を行う。この意見聴取において、併せて、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴き、意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ委員の意見を聴くものとする。

ただし、企業評価型及び施工計画型については、落札者決定基準を定めようとするとき、また、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについての意見聴取は、委員会に対して一括して諮ることができる。

意見聴取は、意見を聴く場を設ける方法等の他、個別に意見を聴く方法によることができるものとし、やむを得ない場合には、電話・ファックス・電子メール等の方法によることができるものとする。

#### (2) 技術提案に関する秘密の保持

技術提案については、各企業の知的財産であることを考慮し、他者に提案者の技術提案内容に関する事項が知られることのないようにすること、提案者の了解を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようすること等、発注者はその取り扱いに留意する。

### 6-3 情報公開

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法については、あらかじめ入札公告等において明らかにする。

#### (1) 入札開始時

総合評価方式を適用する工事では、入札公告等で必要な事項を明記する。

#### (2) 落札者決定後

総合評価方式により落札者を決定した場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。

- ① 入札参加者
- ② 各入札参加者の入札価格
- ③ 各入札参加者の技術評価点
- ④ 各入札参加者の評価値

「総合評価方式評価結果一覧表」にて公表を行う。

#### (3) 苦情申立て等への対応

競争入札参加資格や技術提案資料の審査により、競争入札への参加資格がないと認められた者から、苦情の申立て又は説明要求があった場合には、その理由等について回答する。

また、落札できなかった入札者から苦情の申立てがあったときは、申立者に対して、適切に説明することとし、更に苦情がある者に対しては、高知県入札・契約監視委員会による審議の結果を踏まえ回答する。

## 高知県土木部における総合評価方式に関する取扱要領

### 参考資料（様式等）

【企業の評価における地域内拠点の有無の設定例】

・ 県内・県外両方の企業参加が予想される場合

評価基準	配点
県内に建設業法上の主たる営業所 有り	10点
県外企業で県内に建設業法上の従たる営業所 有り	5点
県内に建設業法上の営業所 無し	0点

・ 県外のみ企業参加が予想される場合（PC上部工等）

評価基準	配点
県内に建設業法上の営業所の設置 有り	10点
県内に（建設業法上以外の）営業所の設置 有り	5点
営業所 無し	0点

・ 工事場所で地域要件を設定する場合

評価基準	配点
当該工事と同一市町村内に建設業法上の主たる営業所 有り	10点
当該工事と同一市町村内に建設業法上の従たる営業所 有り	5点
当該工事と同一市町村内に建設業法上の営業所 無し	0点

※ 同一市町村内の範囲については、個別工事ごとに事務所管内又は同一市町村等必要に応じて設定できるものとする。

【配置予定技術者の評価における配置予定技術者の資格の設定例】

・入札参加資格要件として配置予定技術者に1級国家資格を求めている場合

舗装工事	1級舗装施工管理技術者	10点
	2級舗装施工管理技術者	5点
	上記以外	0点
地すべり防止工事	地すべり防止工事士	10点
	上記以外	0点
漁港工事	施工環境監理者	10点
	上記以外	0点

・入札参加資格要件として配置予定技術者に1級国家資格を求めていない場合

舗装工事	1級国家資格+1級舗装施工管理技術者	10点
	1級国家資格+2級舗装施工管理技術者	7.5点
	1級国家資格	5点
	上記以外	0点
地すべり防止工事	1級国家資格+地すべり防止工事士	10点
	1級国家資格	5点
	上記以外	0点
漁港工事	1級国家資格+施工環境監理者	10点
	1級国家資格	5点
	上記以外	0点

※1級国家資格の保有無しで、専門資格のみ保有している場合には、評価対象としない。

様式一[企業の評価項目一覧表]

企業の評価項目一覧表

会社名		〇〇株式会社	
評価項目	審査の有無	評価の自己申告	
		件数等	評価点
同種・類似工事の実績の有無	有	〇件	点
同種・類似工事の成績評定	有	〇〇. 〇点	点
直近の成績評定の最低点	有	成績評定 65点未満	点
優良工事表彰の有無	有	令和〇年度 〇〇〇表彰	点
ISOマネジメントシステム審査登録等の有無	有	ISO〇〇〇 エコアクション 21	点
舗装工事施工体制（AS舗装工事に適用）	有	ASフィニッシュ自社保有 自社施工	点
法面工事の施工体制（グラウンドアンカー工、現場吹付法砕工、ロックネット工等に適用）	有	自社施工	点
ICT活用工事の推進	有	当該工事 ICT 活用工事 （〇〇工）実施	点
地域内拠点の有無	有	同一市町村内本社	点
自社工場（製作）の有無	有	県内自社工場製作	点
若手技術者・女性技術者の配置	有	41歳未満（女性）現場 代理人	点
県内企業の活用	有	元請が県内企業で工事の 全てを自らが施工する又 は全ての一次下請企業が 県内企業	点
地域ボランティアの有無	有	〇〇点	点
重機保有の有無	有	経営事項審査で評価対 象の建設機械（種類） を保有 〇台	点
使用する作業船保有の有無	有	自社保有	点
消防団への加入又は消防団協力事業所表示制度の認定の状況	有	〇〇市消防団加入 〇〇市消防団協力事業 所表示制度の認定	点
BCPの認定の状況	有	高知県建設業BCP審 査会の認定	点
災害復旧工事等の対応状況	有	〇件	点

建設キャリアアップシステム (CCUS)の事業者登録の有無	有	事業者登録有	点
ワークライフバランス推進企業認定の有無	有	企業認定有	点
独占禁止法違反等による指名停止の状況	有	独占禁止法違反による指名停止	点
計			点

※入札参加申請等での提出にあたっては(注)以下の記載は削除して差し支えない。

別に定める場合を除き、他の様式も同様とする。

- (注) 1 評価項目のうち、審査を求める項目には「有」を、審査を求めない項目には「無」を選択すること。
- 2 自らの申請内容に関する評価点を一覧表の評価点欄に記載すること。なお、「件数等」欄は、様式記載の記入例を参考に自社の申告内容を簡単明瞭に記載すること。
- 3 各評価項目の評価点及び評価点の合計欄には、換算前の点数を記載すること。
- 4 審査を受ける項目について、企業の評価に関する事項の挙証資料を、事後審査方式によらない場合にあつては入札参加申請の際にこれを添付して提出し、事後審査方式による場合にあつては、落札候補者となり事後審査の挙証資料を提出する際に追加提出すること。
- 5 申請内容に対する挙証資料の不足等で確認できない場合は、該当項目の加点を行わない。なお、成績評定において、提出した挙証資料に不備がある等の場合には、評価点を0点とする。
- 6 自己申請について、虚偽の記載をしたことが判明した場合(悪意によるものに限る。)には、失格とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

様式一[配置予定技術者の評価項目一覧表]

配置予定技術者の評価項目一覧表

会社名	〇〇株式会社
技術者職・氏名	監理技術者（主任技術者） 〇〇 〇〇

評価項目	審査の有無	評価の申告	
		件数等	評価点
同種・類似工事への従事実績の有無	有	監理技術者	点
従事した同種・類似工事の成績評定	有	〇〇. 〇点	点
優良工事表彰の有無	有	令和〇年度 〇〇〇表彰	点
継続学習制度（CPD）への取り組み	有	推奨単位の 10分の〇	点
配置予定技術者の資格	有	〇〇資格	点
計			点

(注)

- 1 配置予定技術者を複数届け出る場合は、届け出る技術者ごとにこの一覧表を作成すること。
- 2 評価項目のうち、審査を求める項目には「有」を、審査を求めない項目には「無」を選択すること。
- 3 自らの申請内容に関する評価点を一覧表の評価点欄に記載すること。なお、「件数等」欄は、様式記載の記入例を参考に自社の申告内容を簡単明瞭に記載すること。
- 4 各評価項目の評価点及び評価点の合計欄には、換算前の点数を記載すること。
- 5 審査を受ける項目について、配置予定技術者の評価に関する事項の挙証資料を、追加提出すること。事後審査方式によらない場合にあつては入札参加申請の際にこれを添付して提出し、事後審査方式による場合にあつては、落札候補者となり事後審査の挙証資料を提出する際に追加提出すること。
- 6 申請内容に対する挙証資料の不足等で確認できない場合は、該当項目の加点を行わない。なお、成績評定において、提出した挙証資料に不備がある等の場合には、評価点0点とする。
- 7 自己申請について、虚偽の記載をしたことが判明した場合（悪意によるものに限る。）には、失格とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

様式一[企業の評価に係る同種・類似工事の実績]

企業の評価に係る同種・類似工事の実績

会社名	〇〇株式会社
-----	--------

1	工事名(工事番号)	〇〇工事(〇〇第〇〇号)
	発注機関名	〇〇県〇〇課
	契約金額	〇〇千円
	工期	〇年〇月〇日 ~ 〇年〇月〇日
	受注形態	単体/共同企業体名(出資比率)
	工事内容(工法等)	(公告で規定する同種・類似工事の内容と対比ができる内容を記載する。)
	成績評価	〇〇.〇点(成績評価の審査対象外の工事は「成績評価の審査対象外」と記載すること)

※入札参加申請等での提出にあたっては(注)以下の記載は削除して差し支えない。

(注)

- 1 共同企業体構成員としての施工実績は出資比率20%以上のものに限る。
- 2 同種・類似工事の成績評価を審査有として申請する場合には、成績評価の審査対象とする工事を記載すること。
- 3 記載内容の確認資料として、CORINS登録内容確認書の写し(CORINS登録内容確認書等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるもの)と併せて「工事成績評価について(通知)」を必ず添付すること。ただし、成績評価の審査対象外の工事については、「工事成績評価について(通知)」は必要なく、表中の成績評価欄に点数は記載せず、「成績評価の審査対象外」と記載すること。

様式一 [配置予定技術者の評価に係る同種・類似工事の実績]

配置予定技術者の評価に係る同種・類似工事の実績

会社名	〇〇株式会社
技術者職・氏名	監理技術者（主任技術者） 〇〇 〇〇

1	工事名(工事番号)	〇〇工事（〇〇第〇〇号）
	発注機関名	〇〇県〇〇課
	契約金額	〇〇千円
	工期 （専任義務期間）	〇年〇月〇日 ～ 〇年〇月〇日 （ 〇年〇月〇日 ～ 〇年〇月〇日）
	従事期間	〇年〇月〇日 ～ 〇年〇月〇日
	従事役職	
	工事内容（工法等）	（公告で規定する同種・類似工事の内容と対比ができる内容を記載する。）
	成績評定	〇〇. 〇点（成績評定の審査対象外の工事は、「成績評定の審査対象外」と記載すること）

※入札参加申請等での提出にあたっては（注）以下の記載は削除して差し支えない。

（注）

- 1 同種・類似工事の成績評定を審査有として申請する場合には、成績評定の審査対象とする工事を記載すること。
- 2 記載内容の確認資料として、CORINS登録内容確認書の写し（CORINS登録内容確認書等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるもの）と併せて「工事成績評定について（通知）」を必ず添付すること。ただし、成績評定の審査対象外の工事については、「工事成績評定について（通知）」は必要なく、表中の成績評定欄に点数は記載せず、「成績評定の審査対象外」と記載すること。
- 3 工期と専任義務期間が異なっている場合は、専任義務期間を証明する資料を添付すること。

様式一[舗装工事施工体制調書]

舗装工事施工体制

会社名	
当該工事のAS舗装工の 自社施工	有 ・ 無
ASフィニッシャの保有	有 ・ 無
保有形態	自社保有 ・ 長期リース (リース期間： ○年○月○日～ ○年○月○日)
自動車登録番号	
メーカー名	
型式	
車台番号	
自動車検査証 有効期限	
写真	様式一[舗装工事施工体制における保有機械写真]を添付

(注)

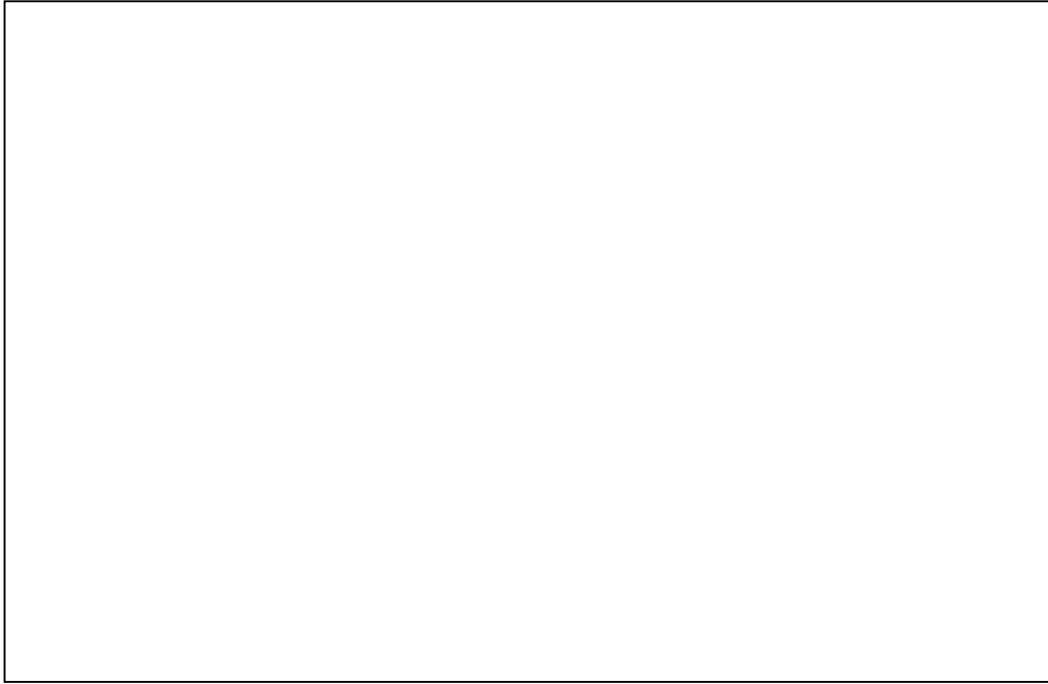
- 1 AS舗装工の自社施工とは、基層及び表層部分の自社施工の有無であるので注意すること。
- 2 「当該工事のAS舗装工の自社施工」欄及び「ASフィニッシャの保有」欄については、「有」又は「無」の該当するどちらかに丸印をつけること。また、ASフィニッシャ保有「有」の場合は、「保有形態」欄の「自社保有」又は「長期リース」の該当するどちらかに丸印をつけること。
- 3 ASフィニッシャの保有については、機械の規格は問わない。また、複数台保有している場合も、1台のみ記載すること。
- 4 ASフィニッシャの保有は、連結会社の保有は対象とならないので注意すること。また、長期リースとは、1年以上のリースであり、リース契約期間内に公告日を含むものが対象となる。自社保有及び長期リースともに、定められた検査を受け、実際に使用可能な状況の機械が対象となる。
- 5 リース契約の場合は、リース契約書の写しを添付すること。
- 6 自社保有及びリース契約ともに、自動車検査証の写し及び写真(様式一[舗装工事施工体制における保有機械写真])を添付すること。なお、自動車検査証は、公告時点で有効なものであること。

様式一[舗装工事施工体制における保有機械写真]

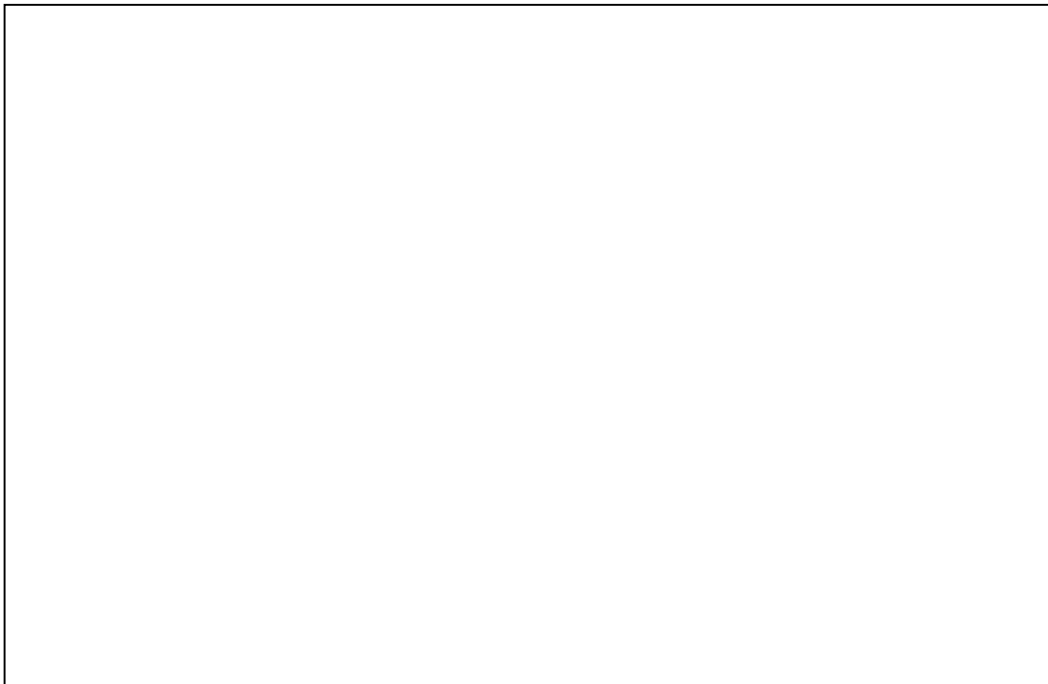
舗装工事施工体制（A S フィニッシャ写真）

写真（撮影日： ○年○月○日）

①全景



②ナンバープレート等車検証との相関を示す写真



（注） 1 写真は、様式一[舗装工事施工体制調書]に記載した機械について、6か月以内に撮影したカラー写真を添付する。また、撮影日を記載すること。

2 全景写真は、社名入のものを原則とする。

様式－[ICT活用工事の推進]

ICT活用工事の推進

会社名	〇〇株式会社	
当該工事での実施	有 ・ 無	ICT〇〇工

※指定工種を除く

【当該工事での実施】

ICT活用工事	① 3次元起工測量	② 3次元設計データ作成	③ ICT建設機械による施工	④ 3次元出来形管理等の施工管理	⑤ 3次元データの納品
土工	任意・必須	必須	任意・必須	任意・必須	必須
作業土工（床掘工）	－	必須	必須	－	必須
付帯構造物設置工	必須	必須	－	必須	必須
舗装工	必須	必須	必須	必須	必須
舗装工（修繕工）	必須	必須	必須	必須	必須
法面工	必須	必須	－	必須	必須
地盤改良工	必須	必須	必須	必須	必須
基礎工	必須	必須	－	必須	必須
構造物工（橋梁上部）	－	必須	－	必須	必須
構造物工（橋脚・橋台）	必須	必須	－	必須	必須
擁壁工	必須	必須	－	必須	必須
コンクリート堰堤工	必須	必須	－	必須	必須

ICT活用工事 （港湾工事系工種）	① 3次元起工測量	② 3次元数量計算	③ ICTを活用した施工	④ 3次元出来形測量	⑤ 完成形状把握のための3次元測量	⑥ 3次元データの納品
浚渫工	必須	必須	必須	必須	－	必須
基礎工	必須	必須	必須	－	－	必須
ブロック据付工	－	－	必須	－	必須	必須
海上地盤改良工（床掘工・置換工）	必須	必須	必須	必須	－	必須
本体工（ケーソン据付工）	－	－	必須	必須	－	必須

様式一[若手技術者・女性技術者の配置]

現場代理人配置予定 若手・女性技術者名簿

会社名	
配置予定技術者氏名	現場代理人 ○○ ○○
若手又は女性技術者	<input type="checkbox"/> 若手技術者（41歳未満）（生年月日：            ） <input type="checkbox"/> 女性技術者 ※該当する□にチェック（■または☑）
法令による免許	○○施工管理技士（取得年及び登録番号） 建設業監理技術者資格（取得年及び登録番号） 実務経験証明書
雇用年月日（雇用期間）	年    月    日（○年○月）

（注）

- 記載内容の確認資料として、入札参加申請時に申請者と直接的な雇用関係があることがわかるもの（当該技術者の健康保険証等）並びに技術検定合格証明書、監理技術者資格者証、指定講習に係る講習修了証、実務経験証明書の写し等を添付すること。
- この様式は、当該公告工事の種類に係る建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当し、かつ開札日において41歳未満である技術者（若手技術者）又は女性技術者を現場代理人として配置する場合に提出すること。若手技術者又は女性技術者を主任技術者又は監理技術者（専任特例2号による監理技術者（旧「特例監理技術者」）及び監理技術者補佐を含む。）に配置する場合は、この様式の提出は必要ないこと。
- 入札参加申請時に現場代理人配置予定の若手技術者又は女性技術者を特定することができない場合には、それぞれの技術者についてこの様式を提出すること。

様式一[若手技術者・女性技術者の配置]

担当技術者配置予定 若手・女性技術者名簿

会社名	
配置予定技術者氏名	担当技術者 ○○ ○○
若手又は女性技術者	<input type="checkbox"/> 若手技術者（35歳未満）（生年月日：            ） <input type="checkbox"/> 女性技術者 ※該当する口にチェック（■または☑）
雇用年月日（雇用期間）	年    月    日（○年○月）
専任配置義務	有り

(注)

- 記載内容の確認資料として、入札参加申請時に申請者と直接的な雇用関係があることがわかるもの（当該技術者の健康保険証等）を添付すること。
- この様式は、開札日において35歳未満である技術者（若手技術者）又は女性技術者を担当技術者として配置する場合に提出すること。若手技術者又は女性技術者を現場代理人、主任技術者又は監理技術者（専任特例2号による監理技術者（旧「特例監理技術者」）及び監理技術者補佐を含む。）に配置する場合は、評価対象としないため、この様式の提出は必要ないこと。
- 入札参加申請時に担当技術者に配置予定の若手技術者又は女性技術者を特定することができない場合には、それぞれの技術者についてこの様式を提出すること。
- 担当技術者は、国家資格や実務経験は求めないが、申請者と直接的な雇用関係があることとし、現場代理人、主任技術者又は監理技術者（専任特例2号による監理技術者（旧「特例監理技術者」）及び監理技術者補佐を含む。）及び専門技術者以外の者で、主任（監理）技術者のもとで工程管理、品質管理その他の技術上の管理や技術上の指導監督を補佐する技術者とする。
- 上記配置予定の担当技術者は、当該工事のみに専任するものとし、当該工事及び他工事の現場代理人、主任技術者又は監理技術者（専任特例2号による監理技術者（旧「特例監理技術者」）及び監理技術者補佐を含む。）、専門技術者、担当技術者又は経營業務の管理責任者若しくは営業所の専任技術者との兼任は、原則、認めない。

様式一 [消防団員加入状況調書]

消防団員加入状況調書

会社名		
-----	--	--

該当する役職員の氏名	
該当する役職員の住所	
該当する役職員の雇用開始年月日 (雇用期間)	年 月 日 ( 年 月)
該当する役職員が所属する消防団名	
該当する役職員の消防団所属期間	年 月 日 ～ 年 月 日
添付資料	消防団員証明書(様式一 [消防団員証明書] を参考)の写し  申請者と直接的な雇用関係があることがわかるもの

(注)

- 1 該当する役職員は、役員、一般職員のいずれでも差し支えないこと。
- 2 該当する役職員は、前年度から現在まで引き続き3か月以上雇用されている者に限る。
- 3 該当する役職員が所属する消防団は、消防組織法(昭和22年法律第226号)の規定による市町村(一部事務組合等)消防団に限る。
- 4 添付が必要な消防団員証明書は、消防団員である役職員が個人の資格で取得した、市町村又は消防団が当該役職員の消防団所属を証明する任意の様式で差し支えない。当該役職員が前年度に消防団に所属していたことが証明の日付で確認できれば、証明書に所属期間の記載は特に必要ない。
- 5 該当する役職員の消防団への所属期間は特に問わないが、評価の対象となるのは、前年度に所属していた場合に限る。
- 6 前年度から引き続き現在も消防団に所属している場合には、「該当する役職員の消防団所属期間」の終期には、「現在所属中」と記載すること。

様式一 [消防団員証明書]

## 証 明 書

下記の者は、当消防団員（〇〇〇〇消防団員）であることを証明します。

記

氏 名  
住 所  
生 年 月 日  
加入年月日

年 月 日

〇〇〇〇消防団長  
又は  
〇〇〇〇市町村〇〇課長

(注)

- 1 本様式は参考に示すものであり、様式一 [消防団員加入状況調書] に添付する証明書は必ずしも本様式である必要はないこと。
- 2 証明者は、消防団、市町村のいずれでも差し支えない。

様式一 [使用する作業船の保有状況調書]

使用する作業船の保有状況調書

会社名	
主作業船種別	
船舶名称	
保有形態	
船籍港、定係港	
写真	様式一 [使用する作業船の保有状況調書 (主作業船写真)] を添付

(注)

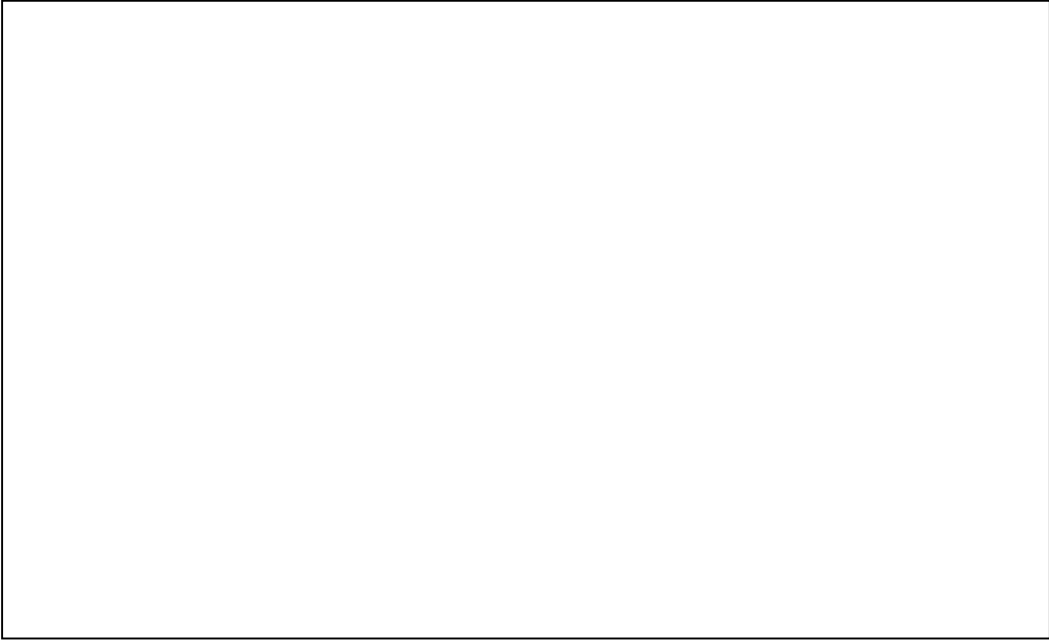
- 1 評価対象となる主作業船の種別：浚渫船（グラブ式、ポンプ式、バックホウ式）、リクレーマ船、バージアンローダー船、空気圧送船、起重機船（旋回式、固定式）、クレーン付台船、杭打船、コンクリートミキサー船、ケーソン製作用台船、深層混合処理船、サンドドレーン船、サンドコンパクション船
- 2 主作業船が自社保有の場合は、所有者及び保有形態が確認できる資料として「船舶検査証書」「造船契約書」「納税証明書」「譲渡証明書」「売買契約書」「船舶登記簿謄本」「登録事項証明書」「建設機械登記」のいずれかの写しを添付すること。
- 3 主作業船が共同保有の場合は、所有者が確認できる資料として「船舶登記簿謄本」「登録事項証明書」「建設機械登記」「共同保有契約書」「共有協定書」「共有協定書」「海上保険証券」のいずれかの写し(船舶名称に加え、共有保有者全員の社名が確認できる部分)を添付すること。なお、「共同保有契約書」及び「共有協定書」において契約(協定)期間が自動更新の場合で、契約(協定)書に記載されている契約(協定)期間末日が申請の日付よりも前のものは、申請日において契約(協定)期間が継続されていることの誓約書(様式は自由)をあわせて添付すること。
- 4 主作業船が傭船の場合は、傭船した企業が維持管理費を負担する契約であること、及び契約期間が申請日から起算して過去1年以上あることが確認できる「傭船契約書」「賃貸借契約書(裸傭船契約書)」のいずれかの写し。なお、契約期間が自動更新の場合で、契約書に記載されている契約期間末日が申請の日付よりも前のものは、申請日において契約期間が継続されていることの誓約書(様式は自由)を添付すること。  
評価にあたっては、維持管理費を負担する傭船契約のうち自社保有船舶と同等の維持・使用を行う契約については自社保有として評価し、共同保有船舶と同等の維持・使用を行う契約については共同保有として評価する。傭船契約した作業船を使用する権限等が不明瞭な場合は、評価対象としない。
- 5 船籍港又は定係港が確認できる資料は求めない。また、高知県外であっても評価対象とする。

様式一[使用する作業船の保有状況調書（主作業船写真）]

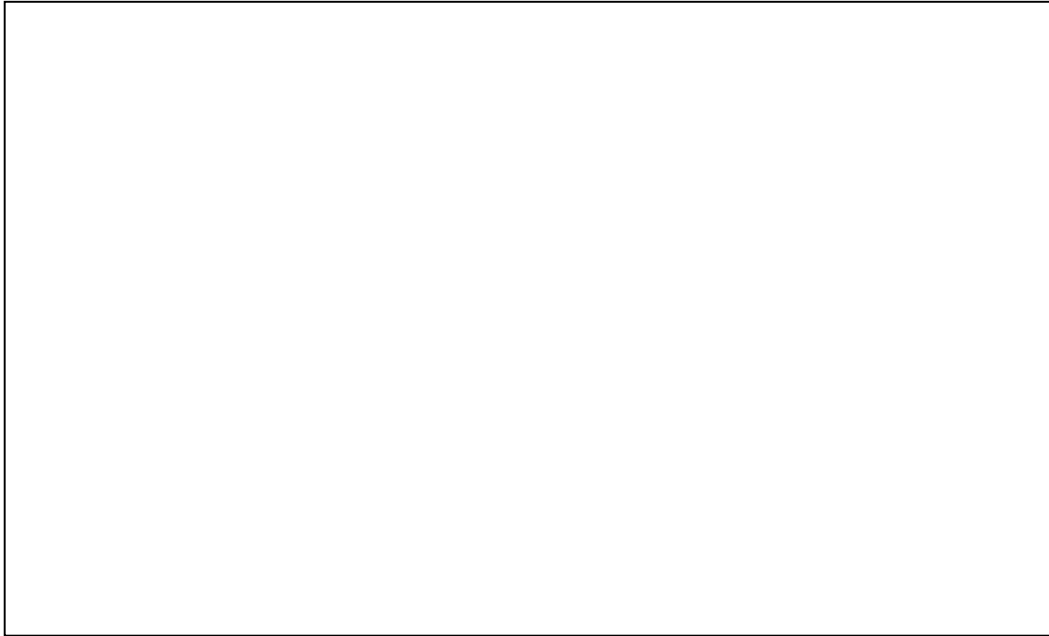
使用する作業船の保有状況調書（主作業船写真）

写真（撮影日： ○年○月○日）

①全景



②船舶名称が判読可能な写真



(注) 1 写真は、様式一[使用する作業船の保有状況調書]に記載した作業船について、6か月以内に撮影したカラー写真を添付する。また、撮影日を記載すること。

2 全景写真において、船舶名称が確認できる場合は、②の写真添付は不要。

様式- [施工計画]

### 材料等の品質管理に関する所見

工事名	〇〇改良工事
会社名	△△建設（株）

対 象	〇〇の品質管理について 事例として ・ マスコンクリートの品質管理 ・ 盛土の品質管理 ・ 補強土壁の品質管理 など工事の特性に応じて設定する
項 目	具体的な施工計画（品質管理方法）

（注）特に指示のある場合を除き、A4・2ページ以内で作成すること。

施工上の課題に関する所見

工事名	〇〇改良工事
会社名	△△建設（株）

施工上の課題	<p>〇〇について 事例として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣住民への騒音・振動対策</li> <li>・コンクリートのクラック防止対策</li> <li>・交通安全対策</li> </ul> <p>など、工事の特性に応じて設定する</p>
項目	具体的な施工計画
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>〈例〉夜間施工時の歩行者に対する安全対策について (交通誘導警備員の増員に関する提案は除く。)</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin-left: 20px;"> <p>発注者として求めない提案を具体的に明記することで、必要以上の過度な提案を除外すること。</p> </div>

(注) 特に指示のある場合を除き、A4・2ページ以内で作成すること。

様式- [施工計画]

施工上配慮すべき事項に関する所見

工事名	〇〇改良工事
会社名	△△建設（株）

施工上の配慮事項	
項 目	具体的な施工計画
配慮事項の設定理由	

(注)：特に指示のある場合を除き、A4・2ページ以内で作成すること。

<工事の課題をチェックする際に活用してください>

施工上の技術的課題のチェックシート（参考）

<p>工事目的物の 性能・機能</p>	<p>性能・機能</p>	<p><input type="checkbox"/>材料やコンクリートに対して特に品質管理や出来高管理が求められる。</p> <p><input type="checkbox"/>土の締固めに管理が必要である。</p> <p><input type="checkbox"/>コンクリートの耐久性が求められる。</p> <p><input type="checkbox"/>基礎杭や地盤改良の管理が必要である。</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p>
<p>社会的な要請</p>	<p>近接施工</p>	<p><input type="checkbox"/>鉄道営業線があり、施工に配慮を要する。</p> <p><input type="checkbox"/>架空線があり、施工に配慮を要する。</p> <p><input type="checkbox"/>民家があり、施工に配慮を要する。</p> <p><input type="checkbox"/>病院、学校などの重要な施設があり、施工に配慮を要する。</p>
	<p>現道作業</p>	<p><input type="checkbox"/>施工にあたり、交通規制が必要である。</p> <p><input type="checkbox"/>施工にあたり、歩行者や自転車への安全対策が必要である。</p>
	<p>水質汚濁</p>	<p><input type="checkbox"/>汚濁防止の対策が必要である。</p> <p><input type="checkbox"/>地下水への影響を軽減する必要がある。</p>
	<p>騒音・振動</p>	<p><input type="checkbox"/>騒音・振動対策が必要である。</p>
	<p>自然環境</p>	<p><input type="checkbox"/>特に動植物に対して配慮する必要がある。</p>
	<p>景観</p>	<p><input type="checkbox"/>仮設物の設置など、周辺との景観上の調和を図る必要がある。</p>
	<p>その他</p>	<p><input type="checkbox"/>地盤沈下対策が必要である。</p> <p><input type="checkbox"/>土留め仮設工に情報化施工が必要である。</p> <p><input type="checkbox"/>施工にあたり特に安全対策が必要である。</p> <p><input type="checkbox"/>工程に制約がある工事である。</p>

高知県土木部における総合評価方式に関する取扱要領主な新旧対照表（本文のみ）

新	旧
<p>1～3 （略）</p> <p>4 企業評価型、施工計画型における審査・評価</p> <p>4-1 （略）</p> <p>4-2 技術的能力の審査</p> <p>(1) 評価項目、評価基準及び配点</p> <p>(ア) （略）</p> <p>(イ) （略）</p> <p>各項目の具体的な内容、評価基準及び配点については、以下を標準とする。</p> <p>① 企業の評価</p> <p>企業の評価における評価項目は表のとおりとし、その評価目的は次のとおりとする。</p> <p>「技術力評価（必須項目）」</p> <p>発注する工事の内容や規模等の特性に応じて設定する「同種・類似工事」の施工実績により、発注工事の施工に関しての潜在的能力に着目して企業の技術力を評価する項目。発注工事ごとに、その特性に応じた技術力を評価する必要があるため、必須項目とする。  <u>ただし、当該項目に係る実績等を有する入札参加者が著しく少ないなど、競争性が十分に確保できないと認められる場合には、例外的に必須項目としないことができる。</u></p> <p>「技術力評価（選択項目）」</p> <p>企業の基礎的な技術力を評価する項目。発注する工事の内容や規模等の特性を勘案のうえ、企業に求める技術力に応じて選択する。</p> <p>「地域性・社会性評価項目（選択項目）」</p> <p>建設業者として求められる社会性や発注工事の地域性に着目して、企業の社会や地域への貢献度を評価する項目。地域における課題、受注業者に求められる社会性に応じて選択する。</p>	<p>1～3 （略）</p> <p>4 企業評価型、施工計画型における審査・評価</p> <p>4-1 （略）</p> <p>4-2 技術的能力の審査</p> <p>(1) 評価項目、評価基準及び配点</p> <p>(ア) （略）</p> <p>(イ) （略）</p> <p>各項目の具体的な内容、評価基準及び配点については、以下を標準とする。</p> <p>① 企業の評価</p> <p>企業の評価における評価項目は表のとおりとし、その評価目的は次のとおりとする。</p> <p>「技術力評価（必須項目）」</p> <p>発注する工事の内容や規模等の特性に応じて設定する「同種・類似工事」の施工実績により、発注工事の施工に関しての潜在的能力に着目して企業の技術力を評価する項目。発注工事ごとに、その特性に応じた技術力を評価する必要があるため、必須項目とする。</p> <p>「技術力評価（選択項目）」</p> <p>企業の基礎的な技術力を評価する項目。発注する工事の内容や規模等の特性を勘案のうえ、企業に求める技術力に応じて選択する。</p> <p>「地域性・社会性評価項目（選択項目）」</p> <p>建設業者として求められる社会性や発注工事の地域性に着目して、企業の社会や地域への貢献度を評価する項目。地域における課題、受注業者に求められる社会性に応じて選択する。</p>

新				旧										
評価項目		評価基準		配点		評価項目		評価基準		配点				
技術力評価（必須項目）				技術力評価（必須項目）				技術力評価（必須項目）						
同種・類似工事の実績の有無 (平成28年度以降) (※注1、注2)	実績 有		10点		同種・類似工事の実績の有無 (平成27年度以降) (※注1、注2)	実績 有		10点		同種・類似工事の実績の有無 (平成27年度以降) (※注1、注2)	実績 有		10点	
	実績 無		0点			実績 無		0点			実績 無		0点	
同種・類似工事の成績 評定 (令和3年度以降) 高知県発注工事の成績 評定。ただし、高知県 発注工事の実績がない 場合は、国土交通省 発注工事の成績評定 点とする。 (※注1、注2、注3)	成績評定 80点以上		15点		同種・類似工事の成績 評定 (令和4年度以降) 高知県(県警本部は除 く。)発注工事の成績評 定。ただし、高知県 発注工事の実績がない 場合は、国土交通省発 注工事の成績評定 点とする。 (※注1、注2、注3)	成績評定 80点以上		15点		同種・類似工事の成績 評定 (令和4年度以降) 高知県(県警本部は除 く。)発注工事の成績評 定。ただし、高知県 発注工事の実績がない 場合は、国土交通省発 注工事の成績評定 点とする。 (※注1、注2、注3)	成績評定 80点以上		15点	
	" 78点以上80点未満		12.5点			" 78点以上80点未満		12.5点			" 78点以上80点未満		12.5点	
	" 76点以上78点未満		10点			" 76点以上78点未満		10点			" 76点以上78点未満		10点	
	" 74点以上76点未満		7.5点			" 74点以上76点未満		7.5点			" 74点以上76点未満		7.5点	
	" 72点以上74点未満		5点			" 72点以上74点未満		5点			" 72点以上74点未満		5点	
" 70点以上72点未満		2.5点		" 70点以上72点未満		2.5点		" 70点以上72点未満		2.5点				
" 70点未満		0点		" 70点未満		0点		" 70点未満		0点				
直近の成績評定の最低 点 (前年度実績) 高知県発注工事に限る (※注4)	成績評定 65点未満 無		0点		直近の成績評定の最低 点 (前年度実績) 高知県発注工事に限る (※注4)	成績評定 65点未満 無		0点		直近の成績評定の最低 点 (前年度実績) 高知県発注工事に限る (※注4)	成績評定 65点未満 無		0点	
	" 有		-5点			" 有		-5点			" 有		-5点	
技術力評価（選択項目）				技術力評価（選択項目）				技術力評価（選択項目）						
優良工事表彰の有無 (令和5年度以降) (※注1、注2、注5)	高知県表彰(知事賞又は優良賞)受賞		5点		優良工事表彰の有無 (令和4年度以降) (※注1、注2、注5)	高知県表彰(知事賞又は優良賞)受賞		5点		優良工事表彰の有無 (令和4年度以降) (※注1、注2、注5)	高知県表彰(知事賞又は優良賞)受賞		5点	
	他機関表彰 受賞 (※注6)		2.5点			他機関表彰 受賞 (※注6)		2.5点			他機関表彰 受賞 (※注6)		2.5点	
	又は高知県表彰(所長賞)受賞		2.5点			又は高知県表彰(所長賞)受賞		2.5点			又は高知県表彰(所長賞)受賞		2.5点	
表彰 無		0点		表彰 無		0点		表彰 無		0点				
(略)				(略)				(略)						

新			旧		
ICT活用工事の推進 (※注8)	設計図書で示したICT活用工事(指定工種を除く)を当該工事で実施する	5点	ICT活用工事の推進 <u>(令和4年度以降)</u> (※注8)	設計図書で示したICT活用工事(指定工種を除く)を当該工事で実施する	5点
	設計図書で示したICT活用工事(指定工種を除く)を当該工事で実施しない	0点		設計図書で示したICT活用工事(指定工種を除く)を当該工事で実施しない	0点
地域性・社会性評価(選択項目)			地域性・社会性評価(選択項目)		
(略)			(略)		
災害復旧工事等の対応 状況 <u>(令和5年度以降)</u> (※注17)	災害復旧工事の受注実績2件以上又は災害協定の締結若しくは災害時緊急対応実績1件以上 (〇〇土木事務所管内(又は〇〇事務所管内) <u>が対象のものに限る。)</u>	5点	災害復旧工事等の対応 状況 <u>(令和4年度以降)</u> (※注17)	災害復旧工事の受注実績2件以上又は災害協定の締結若しくは災害時緊急対応実績1件以上 (〇〇土木事務所管内(又は〇〇事務所管内) <u>の実績に限る。)</u>	5点
	災害復旧工事の受注実績 1件	2.5点		災害復旧工事の受注実績 1件	2.5点
	上記以外	0点		上記以外	0点
(略)			(略)		
ワークライフバランス 推進企業認定の有無 (※注19)	ワークライフバランス推進企業認定 有	5点	【 <u>周知項目</u> 】 ワークライフバランス 推進企業認定の有無 <u>(令和8年度から運用開始)</u> (※注19)	ワークライフバランス推進企業認定 有	
	〃 無	0点		〃 無	
(略)			(略)		
合計	〇〇点(企業評価型:合計点を6点に換算する。) (施工計画型:合計点を6点に換算する。)		合計	〇〇点(企業評価型:合計点を6点に換算する。) (施工計画型:合計点を6点に換算する。)	
注1~2 (略)			注1~2 (略)		
注3:同種・類似工事の成績評定は、県発注実績の状況を踏まえて、同種・類似工事の実績の対象とする契約金額の基準と異なる額の基準により対象とすることができるものとする。 また、 <u>競争性が十分に確保できないと認められる場合には、対象期間を過去10年に拡大することができる。</u>			注3:同種・類似工事の成績評定は、県発注実績の状況を踏まえて、同種・類似工事の実績の対象とする契約金額の基準と異なる額の基準により対象とすることができるものとする。 また、 <u>発注実績がない工事等評価対象とすることが不適当な案件については、例外的に選択しないことができるものとする。高知県(県警本部は除く。)発注工事の実績がない場合であって、国土交通省発注工事の実績がある場合は、国土交通省発注工事の成績評定点とする。</u>		
注4~7 (略)			注4~7 (略)		

新	旧
<p>注8：ICT活用工事は、別途定める高知県の実施要領（ICT活用工事（土工）実施要領、<u>ICT活用工事（作業土工(床掘)）実施要領、ICT活用工事（付帯構造物設置工）実施要領、ICT活用工事（舗装工）実施要領、ICT活用工事（舗装工（修繕工））実施要領、ICT活用工事（法面工）実施要領、ICT活用工事（地盤改良工）実施要領、ICT活用工事（基礎工）実施要領、ICT活用工事（構造物工（橋梁上部））実施要領、ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））実施要領、ICT活用工事（擁壁工）実施要領、ICT活用工事（コンクリート堰堤工）実施要領、ICT活用工事（港湾工事系工種）実施要領</u>）により、必要な施工プロセスを当該工事で実施するものに限る。</p> <p>また、設計図書において、発注者指定型又は発注者指定型（試行）と明記している場合は、評価項目の対象としない。</p> <p>なお、設計図書において、複数のICT活用工事を明記した場合は、いずれかを当該工事で実施する場合に評価するが、特定のICT活用工事を公告において評価基準として指定することができるものとする。</p> <p>注9～16 （略）</p> <p>注17：災害復旧工事の受注実績については、高知県が発注し、引渡しを受けた公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づく災害復旧工事及び災害の関連事業等（農林事業を含む。）を評価の対象とする。災害協定の締結については、自社又は自社が加入している団体と高知県とが締結している災害協定（高知県知事又は土木事務所長若しくは所内事務所長との協定に限る。）を評価の対象とする。災害時緊急対応実績については、高知県が緊急応急工事発注依頼書又は緊急委託業務発注依頼書により発注し、引渡しを受けたものを評価の対象とする。</p> <p>なお、土木事務所（又は所内事務所）の所管区域内の実績に限定できるものとし、この場合においては表中に「(〇〇土木事務所管内（又は〇〇事務所管内）<u>が対象のもの</u>に限る。）」と記載すること。</p> <p><u>また</u>、評価基準については、災害復旧工事の受注実績又は災害協定の締結若しくは災害時緊急対応実績を、選択できるものとする。</p> <p>注18 （略）</p>	<p>注8：ICT活用工事は、別途定める高知県の実施要領（ICT活用工事（土工）実施要領、<u>ICT活用工事（土工1000m3未満）実施要領、ICT活用工事（小規模土工）実施要領、ICT活用工事（舗装工）実施要領、ICT活用工事（舗装工（修繕工））実施要領、ICT活用工事（法面工）実施要領、ICT活用工事（地盤改良工）実施要領、ICT活用工事（基礎工）実施要領、ICT活用工事（構造物工（橋梁上部））実施要領、ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））実施要領、ICT活用工事（擁壁工）実施要領、ICT活用工事（コンクリート堰堤工）実施要領、ICT活用工事（港湾工事系工種）実施要領</u>）により、必要な施工プロセスを当該工事で実施するものに限る。</p> <p>また、設計図書において、発注者指定型又は発注者指定型（試行）と明記している場合は、評価項目の対象としない。</p> <p>なお、設計図書において、複数のICT活用工事を明記した場合は、いずれかを当該工事で実施する場合に評価するが、特定のICT活用工事を公告において評価基準として指定することができるものとする。</p> <p>注9～16 （略）</p> <p>注17：災害復旧工事の受注実績については、高知県が発注し、引渡しを受けた公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づく災害復旧工事及び災害の関連事業等（農林事業を含む。）を評価の対象とする。災害協定の締結については、自社又は自社が加入している団体と高知県とが締結している災害協定（高知県知事又は土木事務所長若しくは所内事務所長との協定に限る。）を評価の対象とする。災害時緊急対応実績については、高知県が緊急応急工事発注依頼書又は緊急委託業務発注依頼書により発注し、引渡しを受けたものを評価の対象とする。</p> <p>なお、土木事務所（又は所内事務所）の所管区域内の実績に限定できるものとし、この場合においては表中に「(〇〇土木事務所管内（又は〇〇事務所管内）<u>の実績</u>に限る。）」と記載すること。</p> <p><u>なお</u>、評価基準については、災害復旧工事の受注実績又は災害協定の締結若しくは災害時緊急対応実績を、選択できるものとする。</p> <p>注18 （略）</p>

新	旧																								
<p>注19：ワークライフバランス推進企業の認定については、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業等）、次世代法に基づく認定（くるみん認定企業）、若手雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）、高知県ワークライフバランス推進企業認証のいずれか（開札日において有効なものに限る。）を認定されている企業を評価の対象とする。</p> <p>注20 （略）</p> <p>【登録基幹技能者の活用の評価（試行）について】（略）</p> <p>② 配置予定技術者の評価 配置予定技術者の評価における評価項目は表のとおりとし、その評価目的は次のとおりとする。 「技術力評価（必須項目）」 発注する工事の内容や規模等の特性に応じて設定する「同種・類似工事」の施工実績により、発注工事の施工に関しての潜在的能力に着目して配置予定技術者の技術力を評価する項目。発注工事ごとに、その特性に応じた技術力を評価する必要があるため、必須項目とする。<b>ただし、当該項目に係る実績等を有する入札参加者が著しく少ないなど、競争性が十分に確保できないと認められる場合には、例外的に必須項目としないことができる。</b> 「技術力評価（選択項目）」 配置予定技術者の基礎的な技術力を評価する項目。発注する工事の内容や規模等の特性を勘案のうえ、配置予定技術者に求める技術力に応じて選択する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">評価項目</th> <th style="width: 50%;">評価基準</th> <th style="width: 30%;">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">技術力評価（必須項目）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">同種・類似工事の従事 実績の有無 (平成28年度以降) (※注1)</td> <td><u>主任（監理）技術者等又は現場代理人としての</u> 実績 有</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td><u>担当技術者としての実績 有</u></td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>実績 無</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	評価基準	配点	技術力評価（必須項目）			同種・類似工事の従事 実績の有無 (平成28年度以降) (※注1)	<u>主任（監理）技術者等又は現場代理人としての</u> 実績 有	10点	<u>担当技術者としての実績 有</u>	5点	実績 無	0点	<p>注19：ワークライフバランス推進企業の認定については、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業等）、次世代法に基づく認定（くるみん認定企業）、若手雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）、高知県ワークライフバランス推進企業認証のいずれか（開札日において有効なものに限る。）を認定されている企業を評価の対象とする。<b>※この項目については、令和7年度は周知期間としており、令和7年度の発注においては、原則として選択しないものとする。</b></p> <p>注20 （略）</p> <p>【登録基幹技能者の活用の評価（試行）について】（略）</p> <p>② 配置予定技術者の評価 配置予定技術者の評価における評価項目は表のとおりとし、その評価目的は次のとおりとする。 「技術力評価（必須項目）」 発注する工事の内容や規模等の特性に応じて設定する「同種・類似工事」の施工実績により、発注工事の施工に関しての潜在的能力に着目して配置予定技術者の技術力を評価する項目。発注工事ごとに、その特性に応じた技術力を評価する必要があるため、必須項目とする。  「技術力評価（選択項目）」 配置予定技術者の基礎的な技術力を評価する項目。発注する工事の内容や規模等の特性を勘案のうえ、配置予定技術者に求める技術力に応じて選択する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">評価項目</th> <th style="width: 50%;">評価基準</th> <th style="width: 30%;">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">技術力評価（必須項目）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">同種・類似工事の従事 実績の有無 (平成27年度以降) (※注1)</td> <td>実績 有</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>実績 無</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	評価基準	配点	技術力評価（必須項目）			同種・類似工事の従事 実績の有無 (平成27年度以降) (※注1)	実績 有	10点	実績 無	0点
評価項目	評価基準	配点																							
技術力評価（必須項目）																									
同種・類似工事の従事 実績の有無 (平成28年度以降) (※注1)	<u>主任（監理）技術者等又は現場代理人としての</u> 実績 有	10点																							
	<u>担当技術者としての実績 有</u>	5点																							
	実績 無	0点																							
評価項目	評価基準	配点																							
技術力評価（必須項目）																									
同種・類似工事の従事 実績の有無 (平成27年度以降) (※注1)	実績 有	10点																							
	実績 無	0点																							

新			旧				
同種・類似工事の成績 評価 (令和3年度以降) 高知県発注工事の成績 評定点。ただし、高知 県発注工事の実績がな い場合は、国土交通省 発注工事の成績評定点 とする。 (※注1、注3)	成績評定点	80点以上	15点	同種・類似工事の成績 評価 (令和4年度以降) 高知県(県警本部は除 く。)発注工事の成績評 定点。ただし、高知県 発注工事の実績がない 場合は、国土交通省発 注工事の成績評定点と する。 (※注1、注3)	成績評定点	80点以上	15点
	〃	78点以上80点未満	12.5点		〃	78点以上80点未満	12.5点
	〃	76点以上78点未満	10点		〃	76点以上78点未満	10点
	〃	74点以上76点未満	7.5点		〃	74点以上76点未満	7.5点
	〃	72点以上74点未満	5点		〃	72点以上74点未満	5点
〃	70点以上72点未満	2.5点	〃	70点以上72点未満	2.5点		
〃	70点未満	0点	〃	70点未満	0点		
技術力評価(選択項目)			技術力評価(選択項目)				
優良工事表彰の有無 (令和5年度以降) (※注1、注5)	高知県表彰(知事賞又は優良賞)受賞	5点	優良工事表彰の有無 (令和4年度以降) (※注1、注5)	高知県表彰(知事賞又は優良賞)受賞	5点		
	他機関表彰 受賞(※注6) 又は高知県表彰(所長賞)受賞	2.5点		他機関表彰 受賞(※注6) 又は高知県表彰(所長賞)受賞	2.5点		
	表彰 無	0点		表彰 無	0点		
(略)			(略)				
合計	〇〇点(企業評価型:合計点を4点に換算する。) (施工計画型:合計点を4点に換算する。)		合計	〇〇点(企業評価型:合計点を4点に換算する。) (施工計画型:合計点を4点に換算する。)			
注1、注3、注5、注6:「企業の評価」と同様の取扱いとする。 注21:CPDへの取組は、表記の5団体のCPDに限るものとするが、専門工事については工事の特性に応じて他団体のCPDを追加できるものとし、各団体の単位数の合計ではなく、いずれかひとつの団体における5年間の取得状況(証明書の日付(証明日又は発行日等)が令和8年4月1日以降のものに限る。)を評価の対象とする。 なお、各団体の推奨単位数は、次のとおりとし、過去5年間の取得状況により評価することを原則とするが、新卒採用等の事情により取得可能期間が5年未満の場合は、取得可能な期間に応じて評価することとする。 ○各団体推奨単位数 ・(一社)全国土木施工管理技士会連合会 20ユニット/年 ⇒ 100ユニット/5年間			注1、注3、注5、注6:「企業の評価」と同様の取扱いとする。 注21:CPDへの取組は、表記の5団体のCPDに限るものとするが、専門工事については工事の特性に応じて他団体のCPDを追加できるものとし、各団体の単位数の合計ではなく、いずれかひとつの団体における5年間の取得状況(証明書の日付(証明日又は発行日等)が令和7年4月1日以降のものに限る。)を評価の対象とする。 なお、各団体の推奨単位数は、次のとおりとし、過去5年間の取得状況により評価することを原則とするが、新卒採用等の事情により取得可能期間が5年未満の場合は、取得可能な期間に応じて評価することとする。 ○各団体推奨単位数 ・(一社)全国土木施工管理技士会連合会 20ユニット/年 ⇒ 100ユニット/5年間				

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> <li>・(公社) 日本技術士会 50CPD時間/年 ⇒ 250CPD時間/5年間</li> <li>・(公社) 日本建築士会連合会、(一財) 建設業振興基金 12単位/年 ⇒ 60単位/5年間 ※従来行っていた換算の取扱いは、行わない。</li> <li>・建築設備士関係団体CPD協議会 250単位/5年間</li> <li>・(公社) 土木学会 50単位/年 ⇒ 250単位/5年間</li> </ul> <p>注22 (略)</p> <p>③簡易な施工計画について (略)</p> <p>5～6 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(公社) 日本技術士会 50CPD時間/年 ⇒ 250CPD時間/5年間</li> <li>・(公社) 日本建築士会連合会、(一財) 建設業振興基金 12単位/年 ⇒ 60単位/5年間 ※従来行っていた換算の取扱いは、行わない。</li> <li>・建築設備士関係団体CPD協議会 250単位/5年間</li> <li>・(公社) 土木学会 50単位/年 ⇒ 250単位/5年間</li> </ul> <p>注22 (略)</p> <p>③簡易な施工計画について (略)</p> <p>5～6 (略)</p>